

〔資料〕

妙幢淨慧撰『戒法隨身記』^{五戒章}中『懺悔通用』翻刻と解題 (二)

藤谷厚生・大久保美玲・関口静雄

【解題】五戒受持の意義と解釈的特徴について

『戒法隨身記』(中巻)は、五戒章となっている。この五戒とは、いわゆる在家の優婆塞、優婆夷が守るべき、殺生戒、偷盜戒、邪淫戒、妄語戒、飲酒戒の五つの戒相をさす。この中巻では、妙幢律師自身がその序文に「此ごろ信男信女あつて。三帰或ハ五戒八齋戒等を受ぬ。然れども其持犯をしらずして。動もすればこれを犯せんとし。又ハ邪見の人にいひ破らる。これに依て。謹經教の要文を取て。略五戒の相を弁ず。」と記しているように、五戒を護持することの意義やその効果や功德、さらに五戒を破り犯す罪過による障礙などを、多くの聖教から典拠引用して要文を挙げて教説しているのである。以下、各節についてその特徴をここでは述べてみたい。

まず、「五戒章の序」では、その冒頭に「夫天に五星あり。地に五岳あり。(中略)皆是五数をもつて成ず。(中略)故に儒ハ是理を、して。五常と説。釋ハ其源に達して。五戒をあらはす。(後略)」と述べる訳であるが、すでに前回の上巻・三帰章で論語に説かれる「三畏」を仏教の「三帰戒」に对照していることは述べたが、ここでも儒教の五常と仏教の五戒は相對するものであると説き、仏儒一致の立場によって五戒を説明し唱導している点は重要と言えよう。

(五戒と五常の相関)

殺生戒—仁 偷盜戒—義 邪淫戒—礼
 妄語戒—信 飲酒戒—智

このように儒教理念を肯定しながら、むしろそれに対応するものとして、仏教の戒律論(理念)を解釈して位置づけ主張している点に、従来に見られない律師独自の戒律解釈の特色が見受けられる。勿論、これは当時の幕藩体制下での儒教倫理の普及に相乗して、大衆が理解し易いよう戒律の普及を意図した律師の工夫でもあると言えよう。

また、この序文には「然るに今。或ハ此理に昏して。身にハ殺生偷盜邪淫をおかし。口にハ。妄語綺語惡口兩舌を。なしいまゝにし。意にハ貪慾嗔恚愚癡を起し。罪惡破戒の輩となる。只戒を持たざるのミにあらず。却てこれを誹破る。吁愚哉。」と律師は述べて、身口意の三業を通して、大衆が日常に十不善の惡業を為して、因果の道理に暗く迷っていることを歎くのであるが、ここには明らかに五戒のみならず、更なる十善戒の護持の重要性が強調示唆されている。実はこの一件には『戒法隨身記』に続いて後に律師が著すこととなる『十善戒法論』の著述への伏線が、ここに明確に見受けられる訳でもある。

さらに、序文末に「予淺識愚昧にして。佛祖の遺教を。さうなく假名に翻ずること。その誤あらん事。をそれなきにあらず。(中略)然れども。勢たま／＼やむことあたはず。ミだりにこれを述而口。」と記して、經文を仮名で邦訳することに律師自身、忸怩たる念があることを仄めかしているが、一方で「然れども。勢たま／＼やむことあたはず」と言って時代的な趨勢が、まさに大衆をして戒法をもって身に随わせる要請の状況下にあ

ることをここに明示するのである。

先述したように、この頃は幕藩体制下で所謂「生類憐み」の政策が推進された時流にあり、この『戒法隨身記』が著された貞享三年（二六八六）は、実は「生類憐み」という言葉が、歴史文献の中ではじめて用語として登場したとされる歳であり（根崎、二〇〇五年）、この「生類憐み」の時代的風潮に相乗して、戒律護持の思想の大衆への普及（仮名による解説本）促進が律師によって企図されたことがよく覗える。この事は、特に序文に続く「殺生戒の事 附食肉の科の事」にも明確に示されている。

「一 殺生戒の事 附食肉の科の事」では、冒頭で「夫殺生戒といつば。一切の生類をころさざるを云。又人にをしへても。殺さしめず。」と、さらに「諸佛菩薩の衆生を憐給ふ事。至ずといふことなし。誰か慈恩を感ぜざらんや。」と述べて、生類に憐れみをかけて殺生をしないのは、菩薩の慈悲心であり、仏道を修行する者は、この慈悲心を保って不殺生を守ることが強調されている。特に、ここでは不殺生のみならず、入楞伽経などを引用して肉食をすることによる災難が述べられ、肉食をすることは親の肉食することと同等であり、苦業を増長して生死に流転して解脱できない事など、肉食による十種の罪科があることが力説されている。特に、大乘の律典などでは殺生を諫め、涅槃経、往生要集などの要文を挙げて、殺生を行う者が地獄に堕ちて様々な苦惱を受けること、また不殺生を護持することにより長寿を得る功德があることなど、かなりの紙数を割いて詳説されている事が、その特徴と言えよう。また、どうしても肉食をする時には、『文殊師利問経』（大正大蔵経第一四卷・四九二頁下段）などに所載されている噉肉陀羅尼を三唱して食すことを説くなど、便法も挙げているところに実用的な側面も見られる。章末に「就中殺生戒ハ。儒者の五常にてハ仁の道也。（中略）これに慈悲心にあらざや。（中略）儒なんぞ殺生をこのまじや。況や一切衆生の父母たる。佛とならんとほつするものをいてをや。（後略）」と述べて、殺生戒は儒教では「仁の道」であり、仏教で説かれるところの「慈悲心」の実践でもあり、儒教でも殺生は好まぬのであるから、

まして仏と成るべき仏教者は当然守るべきものであると強く唱えている。

「一 偷盜戒の支」では、「夫偷盜戒といつば、一さい盜をなさざる也一針一草までも。人のゆるしなきにハ。とるべからず。況や餘の賤寶等にをいてをや。就中三寶の物を盜たる科。偏に重し。」と述べ、所有者の許しなき物をとることは偷盜罪に当たるとは勿論であるが、興味深いことは仏法僧の三宝の物（仏事に随伴するもの）を盗むことは重罪であると強調している点である。元和偃武の世から半世紀が過ぎ、幕藩体制下の安定期に差し掛かった貞享の頃ではあるが、この少し前には延宝の飢饉などもあり、未だ道徳倫理が敷衍した時期ではなかったのであり、それ故に仏教倫理としての偷盜戒がここに明確に提唱されている。また、「僧として人に施バ。まづ十方の三寶に供養し。そのうち施あたふべき事勿論なり 又三寶物を借てかへさざるハ。大なる科なり。又人佛へ物を献ぜば。佛の事になし。經法にさゝげば。經法の事に用。僧へ施にハ。僧へ引。施主の心に隨べし。若我まゝに差別なく用ゐるハ。是三寶の理に違。施主の心になはず。此を互用罪とて科とす」とあるように、ここでは明らかに出家者（僧侶）についての布施のあり方と三宝に対して、在家施主からの施物は、仏事に対しての場合は仏事に用い、經法に対しての場合は經法に、さらに僧へ施されたものは僧へと用いられるべき事が強調せられ、施主の意に適わぬ使用は、律に於ける互用罪になるとして強く諷めていられる。この互用罪という言葉は、『梵網經菩薩戒本疏』や『四分律行事鈔』などの中に見られる戒律用語であるが、特に『黄檗清規』（大正大蔵経第八二卷・七六九頁上段）にも互用罪の記述は見られる。前回（上巻）の解題で、この『戒法隨身記』は安居結制での戒律の講義内容であるとの見解を示したが、在家の五戒の護持のみならず出家者に対するこのような内容が、本典籍中には所々で見られることが、正にその根拠としてあげられよう。また、『正法念処経』などを典拠として、「人のかくせる状文など。ひそかに開て見るハ科なるべし。人の密事をもらししる。よろしからざる事也。」と述べ、他人の隠した書状文面や秘密の事を漏らすのも偷盜に当たると戒めている。

「三 邪淫戒の事」では、「出家の戒ハ一切不犯なれば。不淫戒とす。在家の五戒ハ。夫婦の外を邪淫とす。たとひ夫婦たりといへども。あるひハ堂塔佛ぼさつの間。師僧父母のつねにゐるところ又は日月ともしびのあきらかなる處を。非處と名づけて。淫を行はずべからず。これ利渉の疏の説なり。(後略)」と述べ、出家は不犯不淫であり、在家は夫婦以外の關係を邪淫と見なすとしている。また、夫婦の間での交渉であっても、非處(淫事を行ってはならぬ場所)や非時(淫事を行ってはならぬ時節)を弁えるべきとされる。

ところで、ここでは非處をやかましく規定している訳であるが、これは利渉の疏の説であるとしている。利渉とは玄奘に師事した大安国寺利渉のことで、「利渉の疏」とは恐らくは利渉撰述の『梵網經疏』(三卷)の事であろう。今日この利渉の梵網經疏は散失して見ることはできないが、凝然述の『梵網戒本疏日珠鈔』の第二一卷「第三淫戒」の箇所(大正大藏經第六二卷・一四頁上段)に利渉説による出家は不淫、在家は邪淫、非時、非處についての事が詳説されているので、妙幢律師はこの書を見た上で、この条を記述しているものと推察される。

「四 妄語戒の事」では、「夫妄語といつば。見ざることを見たりといひ。見たる事を見ずといへる類也。又ハたくミて偽を構人を誑等。大なる科也。」と述べ、嘘いつわりを言い人を騙すことが妄語であるとされる。特に、「さとらずしてさとりたりといひ。安心了解せずして。しかもしたりといふのたぐひ。是増上慢にして。大妄語なり。」と述べて、悟っていないのにも拘わらず、悟ったと偽りを言うことは、増上慢であり最も罪の重い大妄語であるとしている。また「云妄語十の罪あり。一にハ口の息くさくなり。二にハ善神これに遠ざかり。悪邪たよりをうる。(後略)」などと述べて、『大智度論』(大正大藏經第二五卷・一五八頁上段)に説かれる妄語による十罪があげられ、ここでは妄語による十種の罪障が強調されている。特にこのあと、「又綺語悪口兩舌も。妄語の類なり。」と述べて、十悪業である綺語、悪口、兩舌も妄語に撰されるとして、紙教を割いてこれらの綺

語、悪口、兩舌の内容が詳説されているのであるが、この件はまさに後に妙幢律師によって著される『十善戒法論』への伏線的解説と見てもよいであろう。

「五 飲酒戒の事」では、冒頭「一切の酒をのむべからず。梵網經に云。酒の過失を生ずること無量也。若自身の手より。酒の器をわたして人にあたへてのましめば。五百世手なからん。いかに況自飲をや。按ずるに發隱に云。(後略)」と述べ、この他者に自身の手で酒を注いで飲ませると後世に手がなくなるとの因縁話は、実は『梵網經』(大正大藏經第二四卷・一〇〇頁中段)に説かれるものであるが、ここで興味深いのはここでの件を「發隱」を引拠として解説していることである。この「發隱」とは明の雲棲株宏(一五三五〜一六一五)が著した天台智顛の『菩薩戒經義疏』の註釈である『菩薩戒疏發隱』を指すと考えられる。また特にこの中巻では後の「十一 禪宗戒を守べきの事」でも明の藕益智旭(一五九九〜一六五五)の『梵室偶談』からの説が引拠されているが、こういった明代仏教界を代表する株宏や智旭などの学匠の典籍が、日本への黄檗僧の渡来帰化により日本僧にもいち早く熟読され、妙幢律師もそれらを引用していることは、当時の明代仏教の影響を考える上での重要な資料になり得る。

また『未曾有經』に説かれた祇陀太子が五戒の飲酒戒を持ち難き旨を仏陀に相談し、懺悔をした逸話を引き、「破戒の罪。さすが恐れれば。佛にいたり。懺悔せられけるに。佛つミある事なしとの給へり。これをもつて見る時ハ。人の心をしらすして。ミだりに破戒をそしるべからず。」と述べ、破戒をしても仏前で懺悔すれば許された故事を示し、これに容認的な意を示しながらも、一方で積尊は「やうやくに制し給ひ。そのうち衆生の根熟せる時すなはち永くたち。かたく制して。一滴もゆるし給はず。」とも述べて、飲酒を堅く戒めているのである。その他、『大智度論』(大正大藏經第二五卷・一五八頁中段)に説かれる酒を飲む事による三十五の科(過失)をあげるなど、かなりの紙幅を割いて飲酒による罪障、悪影響がここには説かれている。

以上、中巻では五戒の説戒が中心に述べられたあと、「六 五戒をもとのにハ二十五の守護神ある事」では、五戒を護持する者には一戒に五神の守護功德を受け、総じて二十五神の守護により一切の災難を免れることが説かれ、「七 分受の差別ある事」では、五戒の受戒に分受（分持）があることを説き示し、「八 戒を受けてハかたくこれを守るべき事」では、梵網經の浮囊の喩えを以て、浮き袋を破ることなく大海を渡るように、戒律を破ることなく生死の大海を渡る意義が縷々述べられる。

また、「九 五戒の功德の事」では、「凡五戒の功德。あげてのべかたし。大集經にハ。一戒に十種の功德をあらはせり。（中略）たとひ五戒をたもつとも。人天の果をもとむべからず。菩薩の心に住して近ハ浄土の華報を得。速ハ佛身の果満をえんと。発願回向すべし。或ハ信心増上せば。大心をおこして。菩薩戒をうくべし。（後略）」と述べ、五戒受持の功德として、死後に人天に生まれるという功德を求めるのではなく、むしろ今世に於いて浄土の華報を自覚すること（現世的功德）や仏果（成仏）を願い求めることが説かれ、五戒より更なる菩薩戒の受戒が勧められている点は極めて重要と言える。特にここに見られる現世的浄土観は、所謂黄檗宗的な唯心浄土観（隠元門下の浄土観）と大きく関係するのであろうが、この点の思想的な考証や論攷も未だ見ることなく今後の研究に期待したい。

「十 業罪制罪の了簡の事」では、大凡衆生が作る罪には二種あり、自ら悪業を作るを「業罪」、破戒による罪を「制罪」と定義づけ、特に律では制罪に対しての懺悔法のある事を示してこの意義を詳説している。また、元照律師の『芝苑遺編』や新羅の太賢の『菩薩戒本宗要』などを引証として、一度受戒すればたとえ破戒の科により悪道に堕ちても、その因縁は朽ちずまた復戒し、解脱の機会が到来する可能性を示し、所謂戒を受ける因縁は「永不失」とする戒体説（心法戒体）などをここに論じ、さらに菩提心の重要性を強調する点が特徴的である。

さらに、「十一 禪宗戒を守べきの事」では、「或曰禪宗ハ見性をもとゝす。あに戒にかゝはるべけんや。戒をうくるハ。却て縛せらるゝにあらずや。

こたへて云。しからず。蓋夫戒定慧の三學ハ。佛祖の通教にして。大小乗これによらずといふ事なし。（中略）智旭の梵室偶談に云。古の參禪の人ハ。増上の要行なり。今の參禪のものハ。戒をすつるの別名。教をそしるの途轍なりといへり。誠につゝしむべし。」と述べ、特に明の智旭の説を用いて、三学は仏教の基本であり、当時の禪宗の戒律軽視の傾向を暗に批判し、禪宗でも戒を本として定慧へと進むべきであると力説するのである。

また「十二 浄土宗戒を持べきの事」では、「問云。念佛の行者。戒を持ハ雜行にあらずや。答なんそれぞ雜行ならん。（中略）本願を信ずるものハ。破戒をかへり見るべからずといふの儀ハ。是附佛法の外道。外に求べからず。近來念佛の天魔競來りて。かくのごときの誑言をいだす。（中略）善導大師の觀念法門に云。浄土に生ぜんとおもはゞ。たゞすべからく戒を持て。念佛すべし。戒行專精ければ。諸佛讚し給ふとの給へり。（後略）」と述べ、戒は決して雜行ではなく、往生の助業であることを力説し、善導大師や法然上人の例を出して、持戒念仏の正当性をここに主張している。

ところで浄土宗・東山専念寺の隆円が編著した「妙幢和尚略伝」には、「かくて仏法の寿は、毘尼の存するにありとて、正明寺、寂門律師に依止して、もつばら律儀を薫鍊す。又出離の要路、浄土の一門に過ずとて、洛東忍激上人に謁して、本願念仏の要儀を聞けり。禪を宗とすといへども、学ひろく内外にいたり、あまねく諸宗に通達し、乗戒俱急にして、正法を任持す。真に末世の妙法幢といふべし。」とあり、妙幢律師が浄土宗の忍激上人に相い謁えて、「本願念仏の要儀」を聞いたことが述べられている。この忍激上人とは、神鳳寺第二世の快円律師から菩薩戒を受けるなど、極めて持戒堅固な律僧であり、その影響のもと門下には靈潭律師、敬首律師が輩出し、江戸時代の浄土律の流れを興さしめたのであった。妙幢律師のここに見られる持戒念仏の正当性の主張も、勿論忍激上人の影響によるものであることが大いに考えられる。なお律師が忍激上人に「本願念仏の要儀」を聞法して交流したのは、忍激上人に関する資料を精査すれば今後明

確になるであろうが、恐らくは妙幢律師が寂門律師に依止した延宝八年（二六八〇）頃から近江小松寺に住する貞享元年（二六八四）頃であろうと推測される。

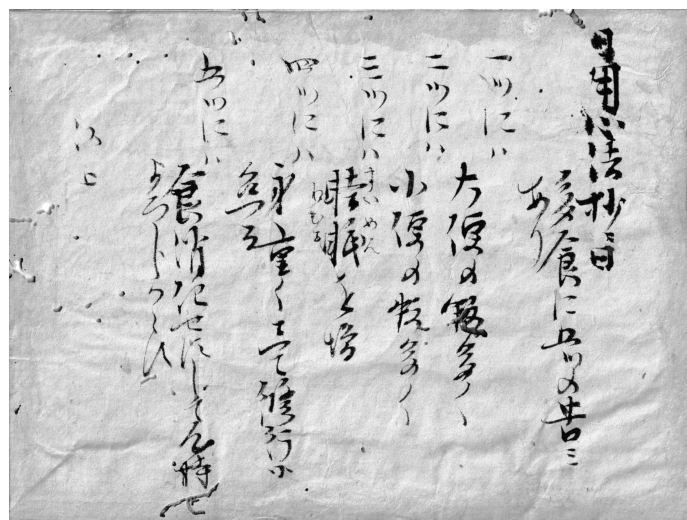
最後に「十三 破戒無戒の往生の夏」では、前節では往生する要因としての持戒が力説されたが、ここでは「然ば破戒無戒のものハ。往生すべからざるか。答て云。我破戒無戒往生せじといふにハあらず。（後略）」と答弁して、破戒無戒の者も心を翻して一向に念仏すれば往生することを、様々な経疏の引証を用いて説述するのである。ここにはむしろ妙幢律師独特の往生観が見受けられる感があるが、ここでの主眼は「いはゆる破戒も往生すと信じて。一戒をも破らざれ。破戒なを生ず。いかにいはんや持戒をや。破戒も生ずと信ずる。是を他力の信と号す。格外の法門即浄土の別意なり。一戒をもやぶらざる。是を因果の信となづく。諸宗の法用。即佛家の通軌なり。」と述べられるように、破戒さえも往生できるのであるから、持戒の者は必ず往生できるのであり、これを「他力の信」とし、さらに助業である戒を破らず護持することを「因果の信」とよび、持戒こそは仏教の諸宗派に共通の軌則であると判ずることにあると言えよう。末尾に「冀ハ宗門の善知識に因て。委これを決擇せん事を」と述べて、律師は極めて通仏教的立場で自説を述べたことを明確にしてこの中巻・五戒章を終わっている。

（藤谷）

【参考文献】

- ・「生類憐み政策の成立に関する一考察」根崎光男『人間環境論集』5（1）・法政大学人間環境学会・二〇〇五年三月」所収
- ・「智旭の戒律思想」岩城英規『天台学報』四〇号・天台学会・一九九八年十一月」所収
- ・「黄檗僧妙幢浄慧とその戒律論書について」拙稿『四天王寺大学紀要』人文社会学部第五〇号・二〇一〇年九月」所載

『戒法隨身記』（中）の見返しに旧蔵者の書き込有。



日用心法抄ニ曰
 多食に五ツの苦ミあり
 一ツにハ 大便の数多く
 二ツにハ 小便の数多く
 三ツにハ 睡眠を増すいみん おもる
 四ツにハ 身重くして修行に怠る
 五ツにハ 食消化せずして心持よろしからず

〔解題〕『戒法隨身記』における引用典籍について(中)

『戒法隨身記』は、上巻「三帰」、中巻「五戒」、下巻「八斎戒」について、上巻序に「其綴^ルハ之^ヲ和語ニ者。本ト爲^{ニス}レバナリ童蒙^ノ也。」とあり、中巻序に「優婆塞優婆夷の忘を補はんとするの心也」とあるように、子供や在家信者にも分かりやすく「和語」で説いた戒法の入門書である。妙幢淨慧(一七二五)が撰述し、貞享四年(一六八七)正月に刊行された。

前回、上巻について内容を調査した結果、次のようなことが分かった。上巻は、『梵網經』『優婆塞戒經』などの基本的な戒律經典、『十輪經』『阿彌陀經』『華嚴經』などの著名な大乘經典、そして『釈氏要覽』『法苑珠林』といった仏教入門書からの引用により、三帰の重要性について解説している。なかでも特徴的なのは、『釈氏要覽』『法苑珠林』からの引用に多くの紙幅を割いている点である。具体的には、「三宝」すなわち「仏」「法」「僧」の字積など、主に用語解説に関しては『釈氏要覽』からの引用、三帰を敬う理由や三帰受法の具体的方法については『法苑珠林』からの引用で詳細に解説している。『釈氏要覽』は宋の道誠の著で天禧三年(二〇一九)に成立した仏教初学者のための入門書である。仏教文献中に現れる用語や歴史上の出来事などについて注解している。『法苑珠林』は唐の道世の著で総章元年(六六八)に成立した現代で言う仏教百科事典で、数多の聖教・典籍の引用などにより仏教の思想や事柄について解説している。いずれも宗旨に関係なく、初学者が仏教の基礎を学ぶことができる入門書であり、『戒法隨身記』がこれらの引用を中心として成り立っていることから、子供や在家信者にも分かりやすく表したいという淨慧の意図が見て取れる。

※

今回翻刻を掲載する中巻は、上巻と同様多くの聖教・典籍からの引用により「五戒」について解説している。中巻の特徴を三点挙げると、一つは、『論語』や『礼記』など、上巻本文では見られなかった儒教関係典籍からの引用がいくつも見られる点である。儒教での五常が、仏教の五戒にあた

るとし、儒教でも五常が重要とされていることを紹介することで、仏教における五戒の重要性を強調している。特徴の二つ目は、禪宗・浄土宗における五戒の重要性に焦点を絞り、一章ずつを割いて解説している点である。禪宗・浄土宗それぞれに関わりが深い聖教・典籍からの引用をもって、五戒を保つことの重要性を説いている。「妙幢和尚略伝¹⁾」によると淨慧は「宝山頂和尚を拜して、剃髮受戒」し、「鉄眼光和尚に随うて、楞嚴、維摩、法華の三經を研究し」、さらに「出離の要路、浄土の一門に過ずとて、洛東忍激上人に謁して、本願念仏の要義を聞けり」とある。禪宗のひとつである黄檗宗下で学びつつ、浄土宗の忍激と交流があった淨慧は、当時の各宗派における風紀の乱れを目の当たりにし、その状況に対する深い憂慮の念を抱いていたと考えられる。例えば「十一 禪宗戒を守べきの事」にある「今或ハ戒をうくる人も。動バ邪見をこし。破戒して云。なんぞ戒に縛せられんと。此等の人ハいふにたらず。佛法の中の賊なり。我と地獄に入事。ひとへにかなしむべき哉。」(中33オ・ウ)などの文面からは、仏教界の現状に対する淨慧の嘆きや憤りが感じられる。中巻の特徴の三つ目としては、上巻と同様に『法苑珠林』からの引用が多く見られる点である。引用に当たっては『法苑珠林』から引いている旨を明記している場合もあるが、上巻に等しく、大部分は引用文を調査することで『法苑珠林』が引用元であることが判明した。中巻における引用典籍の調査については、以下に詳しく報告する。

※

中巻における引用典籍について、上巻の解題と同様の調査を行った。まず、中巻で引用されている聖教・典籍の書目を一覽した「56頁表1参照」。その数、八十八件であった。それらを調べてみると、上巻と同様、引用書目のほとんどは「大正新脩大藏經」に所載されているが、未所載の書目が二十二件ある。そのうち五件すなわち「20孟子」「21孔子の弟子の高柴」「31論語」「36禮記」「58程伊川」は儒教関係の人物名もしくは典籍であった。また八件すなわち「24唯識竝訣論」「29摩德勒伽論」「34提謂經」「65

優鉢羅華比丘尼本生經』は『法苑珠林』に、「32利涉の疏」は『梵網戒本疏日珠鈔』に、「68達磨尊者」は『禪源諸詮集都序』に、「73法然上人傳記」『76淨土集要』はそれぞれ『九卷伝』『西宗要』として『淨土宗全書』に見えた。しかし残る九件「19金璧」「50明慧上人の傳」「52大蔵一覽」「63芝苑遺編」「67智旭の梵室偶談」「71繪詩傳」「74弘法大師の遺誡」「75一向宗のおしへ」「83淨土晨鐘」は、淨慧の引用したテキストが明らかではない。

次に、中巻に登場する引用文が、示されている聖教・典籍の中に存在するかどうか、つまり示されている通りの聖教・典籍から引用されているかどうかを調査した。その結果、『梵網經』『優婆塞戒經』『受十善戒經』などの基本的な戒律經典、『菩薩戒義疏』『梵網經古述記』などの戒律注釈書、『觀經』『楞嚴經』『十輪經』などの著名な大乘經典、『法苑珠林』や『往生要集』、『善悪因果經』のような和刻本や版本が当時広く出回っていたものに関しては、書目と内容が一致することが認められた。また、禪宗と淨土宗における戒律の重要性を説いている「十一 禪宗戒を守べきの事」「十二 淨土宗戒を持べきの事 附戒ハ諸宗の通軌の事」「十三 破戒無戒の往生の支」に登場する聖教・典籍の大部分に関しても、書目と内容が一致することが確認できた。一方、それ以外の多くは淨慧が明記している聖教・典籍からではなく、『法苑珠林』から引用している可能性が高いことが分かった。特に『法苑珠林』と一致する内容は、「一 殺生戒の事 附食肉の科の事」から「九 五戒の功德の事 附發願廻向の事」を通して多くの部分で認められた〔55頁表2参照〕。

例えば「一 殺生戒の事 附食肉の科の事」で引用されている聖教・典籍名(儒教関係は除く)と、調査の結果引用文と一致する内容が確認できたテキスト名は次の通りである。

○「入楞伽經」——『入楞伽經』、『法苑珠林』酒肉篇食肉部、『諸經要集』
「鼻奈耶律」——『法苑珠林』果報編引證部、『諸經要集』

※『鼻奈耶律』にもあるが『法苑珠林』『諸經要集』の方がより内容が近い

◎「楞嚴經」——『大佛頂如來密因修證了義諸菩薩萬行首楞嚴經』

「鷲掘魔經」——『法苑珠林』酒肉篇食肉部

「文殊問經」——『法苑珠林』酒肉篇食肉部、『諸經要集』、『梵網經古述記』、『梵網戒本疏日珠鈔』

◎「五燈會元の第二」——『景德傳燈錄』

「律」——一致するテキストみあたらず

◎「俱舍論」——『俱舍論頌疏』

「楞伽經」——『法苑珠林』酒肉篇食肉部、『諸經要集』

○「涅槃經」——『大般涅槃經』、『法苑珠林』酒肉篇食肉部、『諸經要集』、『梵網戒本疏日珠鈔』

○「涅槃經」——『大般涅槃經』、『法苑珠林』酒肉篇食肉部、『諸經要集』、『梵網戒本疏日珠鈔』

◎「往生要集」——『往生要集』

○「法苑珠林」——『法苑珠林』酒肉篇感應緣

「雜寶藏經」——『法苑珠林』菩薩部救厄篇

「金璧」——『法苑珠林』捨身篇引證部に一致するテキストが見られ
たが「金璧」という書名の記載なし

「律」——『摩訶僧祇律』『十誦律』

右記の通り、第一章では十六件の聖教・典籍から引用がなされているが、引用文と同じ内容が認められたテキストの書名と、淨慧が明記している書名が一致するのは八件(◎・○)で、そのうち『法苑珠林』に一致する内容がないものは四件(◎)であった。逆に、『法苑珠林』と一致する内容の引用文は十件見られた。同じような方法で中巻全編を調査すると、引用文百四十件(儒教関係を含む)のうち『法苑珠林』に同じ内容が確認できたものは五十五件であった。特に第一章から第九章までは、引用文八十七件のうち四十八件と、『法苑珠林』に同じ内容が確認できる引用文が五割

強を占めていることが分かった。つまり、上巻と同様に、中巻も多くの引用文が『法苑珠林』から引かれている可能性が高いと考えられる。上巻と異なる点は、いくつかの引用文を連ねる際、『法苑珠林』に記述されている通りの順番と内容をそのまま引用するという手法が上巻では見られたが、中巻では用いられていない。中巻ではより浄慧の伝えたい内容に沿うように『法苑珠林』の各篇、各部から選り抜いて再編集するかのようになっている。『法苑珠林』は和刻本百二十卷六十冊、黄檗版大藏經所収本も百二十卷ある。「飯をかむで。人にあたふる」(中巻序)ごとく、初学者でも容易に理解できるような戒法入門書を、膨大な情報量の『法苑珠林』から縦横無尽に引用し、編みなおしてゆく技術は、学究の人である浄慧の真骨頂と言えよう。

※

今回の調査の際、『法苑珠林』に一致する内容が見られた引用文は、『諸経要集』『梵網經古迹記』『梵網戒本疏日珠鈔』でも多く見られた。『諸経要集』の撰述者は『法苑珠林』と同じ道世であり、『法苑珠林』の方が浄慧が頻繁に名を挙げ、世間にも広く流布した典籍であることから、浄慧が参照したのは『法苑珠林』の可能性が高いと判断した。また『梵網經古迹記』『梵網戒本疏日珠鈔』は、『法苑珠林』から引用している部分が多いため、おのずと重なる部分が見られたと考えられる。しかし二件すなわち「32利渉の疏」「54梵網の義寂の疏」の引用文と同じ内容のテキストは『梵網戒本疏日珠鈔』でのみ見られた。そこで、『梵網戒本疏日珠鈔』について少し触れたい。

『梵網戒本疏日珠鈔』(以下『日珠鈔』)五十巻は、鎌倉時代の華嚴宗の僧凝然大徳(一二四〇～一二三二)によって編まれた『梵網經菩薩戒本疏』(法蔵撰)の注釈書である。建治二年(一二七六)から執筆にとりかかり、晩年の文保二年(一二二八)に完成した約四十年間にわたって編まれた大著である。『梵網經』の注釈書は、天台智顛(五三八～五九七)の『菩薩戒義疏』をはじめ、元曉(六一七～六八六)の『梵網經菩薩戒本私記』『梵網戒

本持犯要記』『梵網經疏』、法蔵(六四三～七二二)の『梵網經菩薩戒本疏』、勝莊(生没年未詳)の『梵網經菩薩戒本述記』、義寂(六八一～?)の『菩薩戒本疏』『梵網經文記』、太賢(生没年未詳)の『梵網經菩薩戒本宗要』『梵網經古迹記』など凝然の時代まで数多の注釈がなされている。中でも『梵網經菩薩戒本疏』を撰述した唐の法蔵は、凝然が属する華嚴宗の第三祖であり、日本に華嚴宗を伝えたとされる審祥(生没年未詳)の師であることから、凝然は『梵網經菩薩戒本疏』に重きを置き、注釈を行ったと考えられる。

『日珠鈔』は法蔵の『梵網經菩薩戒本疏』の注釈を、右に挙げたものをはじめとした数々の『梵網經』注釈書からの引用で骨太のものとしている。福士慈稔氏⁷⁾によると、元曉『梵網經菩薩戒本私記』『梵網戒本持犯要記』、勝莊『梵網經菩薩戒本述記』、義寂『菩薩戒本疏』、太賢『梵網經菩薩戒本宗要』『梵網經古迹記』などからの引用が多く見られるという。また小寺文穎氏によると、大安国寺利渉(生没年未詳)の『梵網經疏』(利渉戒疏)は現存していないが、『日珠鈔』で百二十三回に及ぶ引用がなされており、利渉研究の貴重な文献となっている。小寺氏は、

利渉戒疏は凝然以前の学者が誰も見ていないごとくであって、凝然がどうして利渉戒疏を入手したのか、その経路についても不明であって、文献学上では手のつけられない利渉戒疏ではあるが、大安国寺利渉のものとして凝然が扱っているので、真偽問題はともかくとして利渉研究には除外することの出来ぬ文献であろう。

と指摘されている。以上のように、『日珠鈔』は多くの『梵網經』注釈書からの引用を見ることができるといえる。

改めて『戒法隨身記』中巻に目を戻すと、先に触れたとおり、中巻の引用文のうち、「32利渉の疏」「54梵網の義寂の疏」が見られるのは『日珠鈔』だけであった。この二つの引用文と『日珠鈔』の該当箇所を比較する。まず、『戒法隨身記』における「32利渉の疏」の引用文と、『梵網戒本疏日

『戒法隨身記』(中16ウ)

『戒法隨身記』(中16ウ)

三 邪姪戒第三

出家の戒ハ一切不犯なれば。不淫戒とす。在家の五戒ハ。夫婦の外を邪姪とす。たとひ夫婦たりとへども。あるひハ堂塔佛ぼさつの間。師僧父母のつねにゐるところ又ハ日月ともしびのあきらかなる處を。非處と名づけて。姪を行ずべからずこれ利渉の疏の説なり

大正新脩大藏經所収『梵網戒本疏日珠鈔』

利渉云。菩薩有二。在家出家。出家菩薩爲成梵行三界福田。但起欲心即名犯戒乃至在家菩薩爲斷惡行不捨夫妻。但起邪心即名犯戒云云(中略)問。所言邪姪其相云何。答。瑜伽論五十九云。復次若行不應行名欲邪行。或於非支。非時非處非量非理。如是一切皆欲邪行。若於母等。母等所護。如經廣說。名不應行。一切男及不男。屬自屬他。皆不應行。除產門外所有餘分。皆名非支。若穢下時。胎圓滿時。飲兒乳時。受齋戒時。或有病時。謂所有病匪宜習欲。是名非時。若諸尊重所集會處・或靈廟中・或大眾前・或堅鞭地・高下不平不安穩。如是等處說名非處。

比較すると、『日珠鈔』の方が詳細であるが、内容はほぼ一致している。

先に触れたとおり、小野氏によると「32利渉の疏」は現存が確認できておらず、『日珠鈔』のみでその内容が確認できるといふ。『戒法隨身記』が刊行された貞享四年(一六八七)ごろに『梵網經疏』(利渉戒疏)が現存していたかは明らかではないが、凝然以前に『利渉戒疏』に触れた著作は見当たらず、管見ではそれ以降も『利渉戒疏』が存在した痕跡は見ることできないので、淨慧はおそらく『日珠鈔』を参照して、『戒法隨身記』に引用した可能性が高いと考えられる。次に『戒法隨身記』における「54梵網の義寂の疏」の引用文と、『梵網戒本疏日珠鈔』に一致する内容が見られた箇所を挙げる。

『戒法隨身記』(中24ウ)

故に梵網の義寂の疏に。十住毘婆沙論を引て云。在家の菩薩ハ。酒を施に罪なきことあり。施とき此念をなすべし。布施波羅蜜の法ハ。ことごとく人の願を滿ぜしめんとなれば。今我酒を施ぬ。のちにハ方便教化して。酒をやめしむべしと

大正新脩大藏經所収『梵網戒本疏日珠鈔』

義寂亦引此釋。太賢云。言五百世無手者。以極増上惡心過故。非善心等。若善心施。瑜伽論許施度攝故。如十住云。在家菩薩施酒無罪。應生是念。施度之法悉滿人願。後當方便教化離酒故

内容を比較するとほぼ一致していることが分かる。しかし、『日珠鈔』には「義寂亦引此釋。太賢云。言五百世無手者。以極増上惡心過故。非善心等。若善心施。瑜伽論許施度攝故。」という『戒法隨身記』の該箇所には見られない記述が挟まれている。傍線部分を現代文にすると「義寂のこの釋を引いて、太賢が云うには¹⁰「ということなので、おそらく『日珠鈔』ではこの義寂の釋の部分を「太賢」すなわち太賢の『梵網經古迹記』を参照して引いていると考えられる。確かに『梵網經古迹記』にも一致する内容が見られる箇所があるので紹介する。(傍線筆者)

大正新脩大藏經所収『梵網經古迹記』

又一切聖不飲酒者。以諸聖者具慚愧故。飲令失正念故。乃至小分亦不飲者。以如毒藥量不定故。言五百世無手者。以極増上惡心過故。非善心等。若善心施。瑜伽論許施度攝故。如十住云。在家菩薩施酒無罪。應生是念。施度之法悉滿人願。後當方便教化離酒故。

傍線が『日珠鈔』と一致する部分であるが、『古迹記』には義寂から引いたという記述は見当たらない。「梵網の義寂の疏」にあたりと考えられる『菩薩戒本疏』を調査したが、「言五百世無手者。以極増上惡心過故。」の

部分も、「十住」云。在家菩薩施酒無罪。」の部分も、内容が一致する箇所を採し当てることはできなかった。「日珠鈔」が何をもち「義寂亦引此釋。太賢云。」と記したのは突き止めることができなかったが、少なくとも『戒法隨身記』と『日珠鈔』には「梵網の義寂の疏に。十住毘婆沙論を引て云。」の部分をはじめとした共通点が見られることから、淨慧はおそらく『日珠鈔』を参照して、『戒法隨身記』に引用したと考えられる。

以上の二つの引用文から、淨慧は『日珠鈔』を参照した可能性が高いことが考えられるが、管見では『日珠鈔』は東大寺所蔵本が現存するのみで非常に貴重な資料である。淨慧がどのようなかたちで『日珠鈔』を参照したかについては引き続き調査の必要がある。¹¹

※

最後に、「表1『戒法隨身記』中巻 引用典籍一覧」中の「67智旭の梵室偶談」について触れる。「67智旭の梵室偶談」は「大正新脩大藏經」に所収されておらず、淨慧がどのようなテキストを参照したか明らかでない典籍のうちの一つとして先に挙げた。今回、「67智旭の梵室偶談」について調査し、いくつかが分かったことを報告する。

智旭（一五九九～一六五五）は明代の天台僧で、はじめ儒学を好んだが、二十歳の折、父の死をきっかけに地藏菩薩本願經にめぐりあい出家を志した。¹²出家後は禅と念仏の融合、戒律の重要性などを説いた雲棲株宏（一五三五～一六一五）から強い影響を受け、そのあとをついで仏教を振興させた。天台の学者であったが、仏教に限らない思想の一元化を唱え、実践の面では念仏往生を理想とした。¹³内外の典籍に広く親しみ、諸経論の注釈を多く残している。中でも『閱藏知津』（全四十八巻）は、經・立・論・雜の四部に分けて、一千七百十三部の經典の解説を試みた大著である。

智旭の著書の一つである『梵室偶談』は、戒律の重要性や、座禅で悟るを目指し念仏で西方浄土に生まれることを目指す禅と念仏の融合についてなどを綴った隨筆である。荒木見吾氏によると、本書は「參禪者が西方に生じようと思つたら、必ずしも改めて念仏しなくても、信願（信心と願生

心）を具しさえすれば、參禪がそのまま浄土の行となるし、また念仏者が一心不乱・能所両忘にまで至れば、直ちに無生法忍を得、道を悟ることができる」と、念仏參禪併行論をとっている¹⁴という。智旭三十歳の著述で、初期の思想を窺い知ることができる。管見の限りでは現在、愛知県西尾市の岩瀬文庫、宮島コレクション、京都法然院光明藏において和刻本を所蔵している¹⁵。古書市場でも和刻本、漢籍ともに流通しており、現在でも比較的人手しやすい。所蔵機関が少ないのは、貴重書ではなく、隨筆であることからこれまであまり重要視されていなかったためであろう。法然院光明藏所蔵本は延宝七年（一六七九）刊である。宮島コレクション所蔵本、岩瀬文庫所蔵本は刊行年が明記されていないが、体裁などから見て、同時期に流通したものと考えて大過ないであろう。『戒法隨身記』が刊行されたのが貞享四年（一六八七）正月であり、淨慧が和刻本『梵室偶談』を手に取り、自著の引用テキストとした可能性も十分に考えられる。

淨慧は『戒法隨身記』において、智旭からの引用を上巻で「智旭の見聞録」（上14オ）として一件、中巻で「智旭の梵室偶談」（中33ウ）として一件、下巻で「智旭の云」（下10ウ）、「智旭註して」（下21ウ頭注）、「知旭禪師の云」（下29ウ）、「智旭云」（下33オ）として四件、合計六件行っている。そのうち、上巻の「智旭の見聞録」からの引用文は、宮島コレクション所蔵和刻本『梵室偶談』収録の「見聞録」で同じ内容が確認できた。また中巻の「智旭の梵室偶談」、下巻の「知旭禪師の云」（下29ウ）、「智旭云」（下33オ）は同和刻本『梵室偶談』で同じ内容を確認できた。そのうち、中巻の「智旭の梵室偶談」の引用文と和刻本『梵室偶談』を實際に比較してみる。

『戒法隨身記』（中33ウ）

智旭ちきよくの梵室偶談ぼんしつぐうだんに云い。古いにしへの參禪さんぜんの人ひとハ。増上ぞうじやうの要行えいぎやうなり。今いまの參禪さんぜんのものハ。戒かいをすつるの別名べつみやう。教きやうをそしるの途轍とてつなりといへり。

和刻本『梵室偶談』¹⁶(03オ)

古ノ之參^レスル禪^ヲ者。増上ノ之要行也。今ノ之參^レスル禪^ヲ者。捨^レツル戒^ヲ之別名。講^レル教^ヲ之途轍也。

比較すると、「参禅」の読み方以外は、句点、訓点までほぼ忠実に和刻本を書き下していることが分かり、ここからも浄慧が和刻本『梵室偶談』を参照したことが推察される。

ところで、なぜ浄慧は『戒法隨身記』で智旭の引用を各巻で行ったのであろうか。『戒法隨身記』は仏教の根本となる聖教・典籍からの要文を引用することにより、戒律の重要性を説いているため、浄慧と近い時代の典籍から引用することは珍しい。智旭と浄慧は儒教や地藏信仰にゆかりが深い点や、戒律復興に携わった点など多くの共通点があり、浄慧が智旭から強い影響を受けたことは想像に難くない。しかし、どうやらそればかりではないらしい。浄慧の時代の戒律解説書や浄土宗関係の典籍を紐解くと、智旭の著書からの引用を用いているものが少なくない。例えば、覚深の『八斎戒作法要解』¹⁷(延宝七年〔二六七九〕刊)には「智旭云」として二か所引用がある。懐音(一六五三〜一七一四)の『諸家念仏集』¹⁸(一八〇〇年刊)には「智旭云」として四か所、鸞宿(二六八二〜一七五〇)の『阿弥陀経諸解総目』¹⁹(十八世紀前半成立)には「智旭要解云」などとして三か所の引用が見られる。

さらに注目すべきは、法然院所蔵の『黄檗版大蔵経』には、他の黄檗版には見られない智旭の著述が入蔵されている点である。²⁰ 具体的には、『妙法蓮華経論貫』『妙法蓮華経台宗会義』であり、『黄檗版大蔵経』は『万暦版大蔵経』の覆刻であることが知られているが、この二点は『万暦版』には入蔵されていない。法然院所蔵の『黄檗版大蔵経』は、忍激(二六四五〜一七一〇)が購入したもので、他の『黄檗版大蔵経』の目録²¹には、この二点が見当たらないことから、忍激が特別に鉄眼に依頼して法然院の『黄檗版』に入蔵されたものと考えられる。また、『梵室偶談』を所蔵してい

る法然院光明蔵には、その他にも智旭の著作の和刻本が二十五種所蔵されている。²² 法然院光明蔵に所蔵されている聖教・典籍には、忍激収集のものも数多く含まれる。忍激は、高麗本大蔵経と明本(黄檗版)大蔵経を対校し今日の「大正新脩大蔵経」の礎を築いた人物で、対校にあたり入手できない限りの内外の聖教・典籍を収集したと考えられ、非常に貴重な資料群であることは間違いない。平祐史氏は本蔵書について「かつて災厄に遭わない史實を知るに及んで、江戸期浄土宗教學の一大水準を示している」と指摘されている。²³ 即ち、江戸期の浄土宗関連出版界の縮図とも言える本蔵書の中に、智旭関連の書が多く所蔵されているという事実は、当時智旭の著作がいかに求められていたかを示していると言えよう。ちなみに、本蔵書には『戒法隨身記』をはじめとした浄慧の著作も数多く含まれている。²⁴

これらのことから、智旭の著書は、当時の戒律研究僧や、忍激などの浄土宗の学僧の間で重きを置かれていたと推察される。その背景には、仏教の廃退を嘆き、戒律復興をはじめとする仏教復興を志す僧達にとって、大陸で先んじて仏教復興に尽力した智旭の著作を先導書として共感をもって受け入れられた時代的流れがあったことが考えられる。浄慧もその流れの中で智旭の著書に触れ、その思想を吸収したことは想像に難くない。浄慧が『戒法隨身記』で智旭の著書を引用した理由としては、思想的共感があつたことに加え、このような時代的土壌があつた上で、智旭の著書を引くことにより、当時の読者に向けてより説得力のある戒律書とする意図もあつたと考えられる。またすでに指摘されているように忍激は鉄眼ばかりでなく黄檗山第四代獨湛と極めて親しく、²⁵ 唐土の聖教・典籍を入手する機会に恵まれていたと考えられ、地藏信仰を通じて忍激と親近した²⁶ 浄慧が忍激収集のテキストを閲覧することも少なくなかつたろうと推察される。

(大久保)

〔注〕

1 妙幢浄慧著『十善戒法論』(享和三年版)第一巻巻頭所収。藤谷厚生氏「黄檗僧妙幢浄慧とその戒律論書について」『四天王寺大学紀要』五十号、二〇一

- 年九月)に翻刻文が掲載されている。
- 2 「S A T大正新脩大藏經テキストデータベース」(<http://21dtk.l.u-tokyo.ac.jp/SAT/>)を使用し、引用文の内容と一致するテキストを調査した。
 - 3 調査には「S A T大正新脩大藏經テキストデータベース」(<http://21dtk.l.u-tokyo.ac.jp/SAT/>)を使用した。『戒法隨身記』は和文であり、大藏経は漢文で記されているため引用文と典拠元のテキストが完全に一致することはない。そのため、引用文中のキーワードとなる漢字の固有名詞や仏教用語をいくつかピックアップして検索した。また、淨慧が参照した可能性がある黄檗版大藏経(詳細は上巻解題を参照)等と、今回使用する大正新脩大藏経は、収録されている聖教・典籍の文面が必ずしも一致するとは考えないが、固有名詞や仏教用語の表記方法は大きく異なることはないかと仮定し、あくまでも調査の導入として「S A T大正新脩大藏經テキストデータベース」を使用した。今回は儒教関係の典籍は、調査の対象外とした。
 - 4 『法苑珠林』は寛文九年(一六六九)、寛文十二年(一六七二)に和刻本が出版されている。なお、淨慧が参照した可能性がある黄檗版大藏経にも『法苑珠林』は所収されている。淨慧がどちらの『法苑珠林』を参照したかについてはさらなる調査が必要である。
 - 5 『往生要集』は源信が寛和元年(九八五)に撰述して以降、多くの写本や版本が世に広まっている。淨慧の時代では、寛永八年(一六三一)、寛永十七年(一六四〇)、寛文三年(一六六三)に刊行されている。また、寛文十一年(一六七二)には『絵入往生要集』も刊行されている。
 - 6 『善悪因果経』は寛永二十一年(一六四四)、寛文五年(一六六五)、寛文六年(一六六六)に和刻本が刊行されている。
 - 7 福土慈愍氏「十四世紀までの日本律藏関係章疏にみられる新羅・高麗仏教認識」(『身延山大学仏教学部紀要』第十号、二〇〇九)。
 - 8 小寺文穎氏「凝然大徳にみられる利涉戒疏」(『印度學佛教學研究』第二十二卷第二号、一九七四)。
 - 9 注8同書 六九三頁。
 - 10 義寂は六八一年生まれの新羅の僧。大賢は(生没年未詳)も新羅の僧で景德王十二年(七五三)に実在した記録がある(『望月佛光大辞典』)。そのため、義寂の書を後世の太賢が引用したという意に解釈した。
 - 11 門外の僧である淨慧が東大寺所蔵の『日珠鈔』を閲覧できた可能性を、現在『日珠鈔』を所蔵している東大寺図書館に問い合わせたところ、当時の細かい公開状況について図書館から回答することはできないが、東大寺所蔵本以外にも写本があった可能性も考えられ、それも考慮した上で調査を進めることをご助言いただいた。
 - 12 塚本善隆氏編、望月信亨氏著『望月佛光大辞典』(増訂版、世界聖典刊行協会、一九五四年)。
 - 13 水野弘元氏「ほか」編『仏典解題辞典』(第二版、春秋社、一九七七年)。
 - 14 荒木見悟氏『雲棲株宏の研究』(大蔵出版、一九八五年)。
 - 15 岩瀬文庫所蔵本は全二冊で智旭の雑著四種すなわち『見聞録』(二五丁)、『梵室偶談』(二五丁)、『偶拈問答』(九丁)、『薄益三頌』(二五丁)を収める。宮島コレクション所蔵本は全一冊で、『梵室偶談』(二五丁)と『見聞録』(二五丁)が収録されている。いずれも句点、訓点入りの和刻本である。刊年の明記はないが、丁数や奥書に記されている刻印者(弟子通瑞較刻/弟子通玄募賞助刻)が共通するから、岩瀬文庫所蔵本と宮島コレクション所蔵本は同じ版元の出版であり、後にそれぞれ装丁し直されたと考えられる。また、『法然院光明藏書籍目録稿』(仏教大学浄土宗文献センター編集・発行、一九八五)によると、法然院光明蔵には二部の『梵室偶談』が所蔵されており、両方とも『見聞録』との合冊で「延宝七年刊 山口忠右衛門」とある。刻印者は岩瀬文庫所蔵本、宮島コレクション所蔵本と同様「弟子通瑞較刻/弟子通玄募賞助刻」とあり、いずれも同じ漢籍版を和刻本として覆刻したものと考えられる。岩瀬文庫所蔵本と宮島コレクション所蔵本の刊行年もおそらく延宝七年(一六七九)前後とみて大誤ないであろう。なお、著者の手元にある漢籍版『梵室偶談』は奥書に「同治十年 金陵鋳板」とあり、一八七一年(和暦では明治四年)に刊行されたことがわかる。さらに現代の古書・新刊市場でも、漢籍版、和刻本、中国語版など様々な形で流通していることから、永きにわたり需要があることが見て取れる。
 - 16 翻刻にあたっては、宮島コレクション所蔵本を参照した。
 - 17 『八斎戒作法用解』は天台宗の学僧である覚深(豪寛)(一七〇七)が、叡尊の『八斎戒作法』に註釈を施したもの。「日本大藏経」第十三卷(宗典部戒律宗章疏二)所収。

- 18 『諸家念仏集』は忍激の後継者として法然院の住持を勤めた懐音（一六五三～一七一四）が、各宗の聖教・典籍の中から念仏に関する要文を集め、解説を施したものの。「浄土宗全書」第十五巻所収。
- 19 『阿弥陀経諸解総目』は知恩院五十世の鸞宿（二六八二～一七五〇）が中国や日本における『阿弥陀経』の注釈書を紹介、解説している。「続浄土宗全書」第四巻所収。
- 20 松永知海氏『黄檗版大藏経』の再評価（『仏教史学研究』第三十四巻第二号、一九九一年十月、一三三～一六二頁）。
- 21 松永知海氏『黄檗版大藏経』目録（後水尾法皇下賜正明寺蔵初刷『黄檗版大藏経』目録）（一切経の歴史的研究）（『佛教学総合研究所紀要』二〇〇四（別冊三）、二〇〇四年十二月）、會谷佳光氏「中央研究院傳斯年図書館蔵黄檗版大藏経目録」（『東洋文庫書報』二〇一〇年三月）、上越教育大学附属図書館編『黄檗鉄眼版一切経目録 上越教育大学所蔵』（上越教育大学附属図書館、一九八八）を参照した。
- 22 松永知海氏『勸修作福念仏図説』の印施と影響―獅谷忍激を中心として―（『佛教学大学院研究紀要』第十五号、一九八七）十八～十九頁。
- 23 仏教大学浄土宗文献センター編『法然院光明蔵書籍目録稿』（仏教大学浄土宗文献センター発行、一九八五）「あとがき」より。
- 24 仏教大学浄土宗文献センター編『法然院光明蔵書籍目録稿』（仏教大学浄土宗文献センター発行、一九八五）によると、淨慧の著作は、『懺悔通用』（貞享元年（一六八四）刊、版元不明）一部、『戒法隨身記』（貞享四年（一六八七）刊、永田長兵衛）三部、『地藏菩薩利益集』（元禄四年（一六八九）刊、平樂寺小兵衛）一部、『地藏菩薩利益集』（元禄四年（一六八九）刊、浅見吉兵衛等）一部、『古今舍利験論』（元禄四年（一六八九）刊、永田調兵衛）一部、『十善戒法論』（元禄十二年（一六九九）刊、永田調兵衛）一部、『佛神感應録』（宝永七年（一七一〇）刊、永田調兵衛）二部、『佛神感應録』（刊行年、版元不明）一部を所蔵している。
- 25 田中実マルコス氏『黄檗禅と浄土教―萬福寺第四祖獨湛の思想と行動』（二〇一四年二月、法蔵館）。
- 26 関口静雄氏「妙幢淨慧撰『佛神感應録』翻刻と解題（一）」（『学苑』九百二十三号、二〇一七年八月）所載「解題」。

「表2」各章における主な典拠文献

一	殺生戒の事 附食肉の科の事	法苑珠林
二	偷盜戒の事	法苑珠林
三	邪淫戒の事	法苑珠林・往生要集
四	妄語戒の事	法苑珠林・往生要集
五	飲酒戒の事	法苑珠林・梵網戒本疏日珠鈔
六	五戒をものにハ二十五の守護神ある事	法苑珠林
七	分受の差別ある事	法苑珠林
八	戒を受けてハかたくこれを守るべき事	法苑珠林
九	五戒の功德の事 附發願廻向の事	法苑珠林
十	業罪制罪の了簡の事 附戒ハかならず受べき法の事	梵網經・優婆塞戒經・法苑珠林・梵網戒本疏日珠鈔
十一	禪宗戒を守べきの事	興禪五國論・梵室偶談・景德傳燈録・楞嚴經・梵網戒本疏日珠鈔
十二	浄土宗戒を持べきの事 附戒ハ諸宗の通軌の事	黒谷上人語燈録・西方指南鈔・法然上人傳記・法苑珠林
十三	破戒無戒の往生の事	往生要集・往生捨因・佛祖統記・法苑珠林・釋浄土群疑論・佛説觀無量壽佛經・觀經疏傳通記・黒谷上人語燈録・觀無量壽佛經疏

※表1・表2の掲載順は誌面の都合上順序を逆とさせていただきます。（編集担当）

No.	書名	正式書名(大正新脩大藏經所載書目番号)	著者	大正新脩大藏經所収部	回数
1	薩遮尼乾子經	大薩遮尼乾子所說經 (0272)	菩提留支譯	法華部・華嚴部	
2	觀經	佛說觀無量壽佛經 (0365)	曇良耶舍譯	寶積部・涅槃部	5
3	華嚴經	大方廣佛華嚴經 (0278)	佛馱跋陀羅譯	法華部・華嚴部	
4	法華經	妙法蓮華經 (0262)	鳩摩羅什譯	法華部・華嚴部	2
5	入楞伽經	入楞伽經 (0671)	菩提流支譯	經集部	2
6	鼻奈耶律	鼻奈耶 (1464)	竺佛念譯	律部	
7	楞嚴經	大佛頂如來密因修證了義諸菩薩萬行首楞嚴經 (0945)	般刺蜜帝譯	密教部	2
8	鸯掘魔經	央掘魔羅經 (0120)	求那跋陀羅譯	阿含部	
9	文殊問經	文殊師利問經 (0468)	僧伽婆羅譯	經集部	2
10	五燈會元の第二／傳燈錄	景德傳燈錄 (2076)	道原纂	史傳部	2
11	律	摩訶僧祇律 (1425) など	佛陀跋陀羅譯 法顯譯	律部	2
12	俱舍論	阿毘達磨俱舍論 (1558)	世親造 玄奘譯	毘曇部	
13	涅槃經	大般涅槃經 (0374)	曇無讖譯	寶積部・涅槃部	6
14	瑜伽戒本	菩薩戒本 (1500/1501)	慈氏造 曇無讖譯／彌勒造 玄奘譯	律部	2
15	世親の撰論	攝大乘論釋 (1595)	世親造 眞諦譯	中觀部・瑜伽部	
16	往生要集	往生要集 (2682)	源信撰	續諸宗部	5
17	法苑珠林	法苑珠林 (2122)	道世撰	事彙部・外教部・目錄部	8
18	雜寶藏經	雜寶藏經 (0203)	吉迦夜譯 曇曜譯	本緣部	
19	金璧	—	—	—	
20	孟子	—	—	—	
21	孔子の弟子の高柴	—	—	—	
22	方等經	佛說濟諸方等學經 (0274)	竺法護譯	法華部・華嚴部	
23	正法念處經	正法念處經 (0721)	瞿曇般若流支譯	經集部	2
24	唯識竝決論	唯識並決論 (一)	—	—	
25	大集經	大方等大集經 (0397)	曇無讖譯	大集部	2
26	五分律	彌沙塞部和醯五分律 (1421)	佛陀什譯 竺道生譯	律部	
27	因果經	善惡因果經 (2881)	—	古逸部・疑似部	
28	薩婆多論	薩婆多毘尼毘婆沙 (1440)	—	律部	
29	摩德勒伽論	摩德勒伽論 (一)	—	—	
30	千佛名經	過去莊嚴劫千佛名經 (0446)	—	經集部	
31	論語	—	—	—	
32	利涉の疏	利涉戒疏(梵網經疏)(一)	—	—	
33	瑜伽論	瑜伽師地論 (1579)	彌勒說 玄奘譯	中觀部・瑜伽部	2
34	提謂經	提謂波利經 (一)	—	—	
35	智度論／大論	大智度論 (1509)	鳩摩羅什譯	釋經論部	6
36	禮記	—	—	—	2
37	善戒經	受十善戒經 (1486)	—	律部	
38	禪秘要經	禪秘要法經 (0613)	鳩摩羅什譯	經集部	
39	成實論	成實論 (1646)	訶梨跋摩造 鳩摩羅什譯	論集部	2
40	增一阿含經	增一阿含經 (0125)	瞿曇僧伽提婆譯	阿含部	2
41	正報の偈／正報の頌	佛說觀無量壽佛經 (0365)	曇良耶舍譯	寶積部・涅槃部	2
42	六祖大師	六祖大師法寶壇經 (2008)	宗寶編	諸宗部	
43	大日經	大毘盧遮那成佛神變加持經 (0848)	善無畏譯 一行譯	密教部	2
44	遺教經	佛垂般涅槃略說教誡經 (0389)	鳩摩羅什譯	寶積部・涅槃部	2

No.	書名	正式書名(大正新脩大藏經所載書目番号)	著者	大正新脩大藏經所収部	回数
45	梵網經	梵網經(1484)	鳩摩羅什譯	律部	8
46	天台疏/天台大師の疏	菩薩戒義疏(1811)	智顛說 智顛記	律疏部・論疏部	2
47	大賢	梵網經古迹記(1815)	太賢集	律疏部・論疏部	
48	四分律	四分律(1428)	佛陀耶舍譯 竺佛念譯	律部	2
49	大莊嚴論	大莊嚴論(0201)	馬鳴造 鳩摩羅什譯	本緣部	
50	明慧上人の傳	—	—	—	2
51	未曾有經	佛說未曾有因緣經(0754)	曇景譯	經集部	2
52	大藏一覽	大藏一覽集(一)	陳実編	—	
53	諸經要集	諸經要集(2123)	道世撰	事彙部・外教部・目錄部	
54	梵網の義寂の疏	菩薩戒本疏(1814)	義寂述	律疏部・論疏部	
55	十住毘婆沙論	十住毘婆沙論(1521)	龍樹造 鳩摩羅什譯	釋經論部	
56	正法分經	正法念處經(0721)	瞿曇般若流支譯	經集部	
57	十輪經	大乘大集地藏十輪經(0411)	玄奘譯	大集部	
58	程伊川	—	—	—	
59	七佛經	佛說七佛經(0002)	法天譯	阿含部	
60	灌頂經	佛說灌頂七萬二千神王護比丘呪經(1331)	帛尸梨蜜多羅譯	密教部	
61	優婆塞戒經	優婆塞戒經(1488)	曇無讖訳	律部	4
62	十誦律	十誦律(1435)	弗若多羅譯 羅什譯	律部	
63	芝苑遺編	芝苑遺編(一)	元照作 道詢集	—	
64	太賢の集要	菩薩戒本宗要(1906)	太賢撰	諸宗部	
65	優鉢羅華比丘尼本生經	優鉢羅華比丘尼本生經(一)	—	—	
66	本業經	菩薩瓔珞本業經(1485)	竺佛念譯	律部	2
67	智旭の梵室偶談	梵室偶談(一)	智旭著	—	
68	達磨尊者	—	—	—	
69	圓覺經	大方廣圓覺修多羅了義經(0842)	佛陀多羅譯	經集部	
70	七箇憲法	七箇條制誠(『黒谷上人語燈録』(2611)・『西方指南鈔』(2674)所収「七箇條甄録」)	法然上人	續諸宗部	
71	繪詩傳	—	—	—	
72	觀念法門	觀念阿弥陀仏相海三昧功德法門(1959)	善導集記	諸宗部	
73	法然上人傳記	法然上人傳記(一)	—	—	3
74	弘法大師の遺誠	弘仁遺誠(一)	弘法大師	—	
75	一向宗のおしへ	御文章(一)	蓮如	—	
76	浄土集要	西宗要(一)	聖光述	—	
77	佛説須賴經	佛説須賴經(0328)	白延譯	寶積部・涅槃部	
78	金光明經の文句	金光明經文句(1785)	智顛說 智顛録	經疏部	
79	永觀律師/往生拾因	往生拾因(2683)	永觀集	續諸宗部	2
80	那先比丘問佛經	那先比丘經(1670)	—	論集部	
81	佛祖統記	佛祖統紀(2035)	志磐撰	史傳部	
82	樂邦文類	樂邦文類(1969)	宗曉編	諸宗部	
83	浄土晨鐘	浄土晨鐘(一)	周克復著	—	
84	大悲經	大悲經(0380)	那連提耶舍譯	寶積部・涅槃部	
85	群疑論	釋浄土群疑論(1960)	懷感撰	諸宗部	
86	良忠上人	觀經疏傳通記(2209)/選擇傳弘決疑鈔(2610)	良忠述	續經疏部/續諸宗部	2
87	法然上人	黒谷上人語燈録(2611)	源空撰	續諸宗部	
88	善導大師	觀無量壽佛經疏(1753)	善導集記	經疏部	

〔解題〕『懺悔通用』について(中)

妙幢淨慧は自蔵版した『懺悔通用』に閻浮提の衆生すなわち出家にあらざる在俗の人たちに懺悔の法とその功德利益を説いた。もちろんそれは悟達国師の『慈悲水懺法』や梁武帝の『慈悲道場懺法』のような出家のため厳重な懺悔法の式次第を整えたものではなく、序文冒頭に『地藏菩薩本願經』卷上如来讚歎品第六の經句「閻浮提衆生奉止動念無不是業無不是罪」を「閻浮提の衆生は足をあげ念を動するもこれ罪にあらずといふ事なし」と訓読して引き、続けて貪瞋癡の三毒や眼耳鼻舌身意の六塵が煩惱を生じて解脱・菩提・涅槃を妨げるから、それを克服するには仏が示してくれた懺悔の要法を信じて修するほかはないと教示して、その実修を慫慂するものであった。

淨慧は閻浮提に生きる出家も在俗も、その一挙手一投足、またわずかな心の動きが罪科を生じ、それがやがて未來際までの墮地獄の起因であると教訓し、だからひたすら衆庶に懺悔を修することを慫慂したのであるが、しかしまた懺悔を修するについては前提条件があると主張している。凡庸な言い方をすれば、それは修懺悔の前にまず「仏菩薩を信じ、心身ともに清淨清潔な正しい日常を送ること」を必須とするのだと繰り返し説いている。すなわち「凡例」の意を酌めば、

- 一、おおよそ礼懺すなわち仏菩薩を礼拝し、仏菩薩に自分の科罪を懺悔しようと思うなら、まず仏菩薩を祀る仏殿を掃除して清淨を保ち、分に応じて莊嚴供養し、ために香花瀉水を献じ、身を清め衣服を改め、また日々持齋精進して仏菩薩を信じ敬うことを専一にしない。
- 一、礼懺は毎月十五日と晦日に修しない。都合がつかなければ日を定めなくてもよいし、また月二度と限らず出来れば多く修しない。
- 一、懺悔の文をよむ時は悔過の礼法を守って胡跪合掌しない。
- 一、仏の名を唱える時は至心に拝誦し、一尊ごとに十方の仏を感じながら一拝しない。散念してはなりません。
- 一、とにかく常に至誠心・信樂深心・恭敬心を持つことを第一と心得ない。

と、出家が行ずる懺悔会・悔過会に倣って会場を莊嚴することや衣服など威儀を整えること、仏菩薩を拝誦する時には胡跪合掌すること、日常の持齋精進とともに、常に至心・至誠心・信樂深心・恭敬心を懷抱することを教示している。

淨慧の衆庶に懺悔を慫慂する勸化の要諦は右に尽きるが、淨慧は『懺悔通用』において、その要諦を言を換え、意を深めて繰り返し説いた。無始より以來人は知らず知らず罪を犯しているが、その悪業にはそれに応じて報いがある、一たび悪業をなせば現報・生報・後報を受ける。現在に來世に、未來際までに報いを受け、地獄に墮ちて無量の苦しみを受けるのだ。一たび犯した悪業は三寶力・善根力・懺悔力を以てしなければその報いから逃れることはできない。だから懺悔を修せよと云い、それにはまず七種の善心すなわち慙愧心・恐怖心・厭離心・發菩提心・怨親平等心・念報仏恩心・觀罪性空心を發起し、しかるのち諸仏に対して五体投地して至心に發露懺悔すべきなのだ等々と記している。

淨慧が『懺悔通用』を自蔵版したのは、親は親で癡愛に溺れて子を正しく養育せず、子は子で四恩を忘れ、道德・礼儀をわきまえず、学問・技芸を学ぼうとせず、放逸に便々と日々を過ごす衆庶に対して、日常のあるべき心構えを教示し、懺悔を修することの意義を伝えるためであったが、その根底には世俗の乱れた風潮にもまして救いたいほどに濫れた僧界の慘憺たる現状を憂い、その自淨を願い、かつ是正刷新を図る心願があったからである。それは次の一文に垣間見える。(校訂して示す)

僧としては信施を貪り官位を望み、他の供養恭敬なるを憤り、威に阿りて濫りに法を説き、貧賤を侮つて教心に怠り、亡者を吊いに誠を以てせず、慈悲心なくして賤賈に耽り、僧儀を守らずして世間を専とし、俗を卑しめ身を高ぶり、壇越に詣り衣服を飾る。三寶物を或は盗み、或は互用す。我が居処を飭り清むれども佛殿を飭り清むることなく、私の調度を改れども佛器の損ね汚れたるをも顧みず、聖經に對して雑話を説き、穢れたる手にて經を乗

り、或は佛經一切賢聖の書を臥て見、或は穢れたる座に置いて敬の心なく、風に翻し雨に灌がせて破れ損るをも修補せず、經の文字を濫りに増損し、法を非法と説き、非法を法と説く。我意に任せて古の書を誹り、我法に著して他法を誹り、自行を是として他の行を非とし、或は禪、或は教、或は律、或は浄土、互い誹り、互い諍ふ。見解に陥り教意に暗く、破戒慳貪にして憍慢を懷き、自讚毀他して大乘と号す。禪は是佛心、教が是佛語、律は是佛行、浄土は是佛地なり。衆生の心区々なるを以て、法もまた差別あるを弁へず、盲者の象を探るよりも暗く、河伯の海を知ざるよりも狹し。或は以て聲聞を誹り、また以て縁覺を嘲る」(08オウ)

右のように淨慧は記し、僧が僧たることを忘れ、戒を破って省みず、仏經を穢して敬わず、我意に任せて妄説を説いて衆生を欺誣し、自讚毀他して大乘と号して憚らぬ僧と僧界の墮落しきった現状に深い憤りを示している。さらに淨慧は「夫日本は神國なり。神は佛の應化なり。本地垂跡、唯衆生を濟度せんとに有り」(16ウ)とする立場から、神明を敬わず、忌を漱かず、法を知らずして神道の秘を語り、神域で酒宴喧噪し、神木を伐り、釘を打って人を咒祖し、誓紙を棄損し、虚誓文する罪深いものが少なくないと記し、俗信偽言に惑わされる衆庶と神明を欺く神職がいることを歎じている。なおこうした淨慧の発言の背景には、『先代旧事本紀大成経』を版行した黄檗黒瀧門派を創した潮音道海(一六二八—一六九五)の影響を指摘できる。

淨慧は「夫女人は五障三従の罪重く」と記し、血盆地獄に沈む女人の脱苦救済を微細に論じている。しかしそれは今日的な視点からすれば強く否定されるべき陋弊な女性観であって、多くの僧俗がそうであったように、淨慧もまた時代の、禪門の陋弊な女性観に染まっていたのである。博学多識であるがゆえに五障三従のこと、目連救母譚・韋提希夫人浄土観想譚・八歳龍女往生譚・女人血盆地獄墮落譚等々について詳述する淨慧の営為は、陋弊な女性観の拡散や固着化に加担したというほかはない。だがしかしそ

うではあるが、『懺悔通用』撰述の大きな目的の一つは淨慧なりの女人脱苦救済であったと考えられる。

なお、元禄四年(一六九二)七月刊『古今舍利驗論』から淨慧の周辺にはその教えに信従する尼僧たちがいたことが知られ、淨慧と深く交流した浄土木食本誉空無撰『巡六地藏慈悲利益記』によると、淨慧の許には「四蓮」と称する小結が組織されていて、江戸に最初の黄檗寺院である永寿山海福寺を創した独本性源の血縁で、文人篆刻の先駆池永道雲の実兄黙爾が青年の頃に属していたことが知られる。おそらく淨慧周辺の尼僧や篤信者たちの多くはこれに属していたものと思われる。

前回に続き、『戒法隨身記五戒章中』の巻尾に付して掲載する。

(関口)

〔翻刻凡例〕

- 一、『戒法隨身記』の底本には宮島コレクション蔵の貞享四年(一六八七)正月刊、洛陽永田長兵衛版を採り、『懺悔通用』は宮島コレクション蔵写本を底本とした。
- 一、可能な限り原文の表記を尊重し、明らかな誤りもそのまま翻刻した。
- 一、合字は「ㄗ」(コト)のみ採り、以外は通行の表記に改めた。
- 一、「己・巳・巴」「玉・王」等の混用字体は文意をとって適字を置いた。
- 一、頭注はその文頭に※を付し、字体を変えて本文中の該当箇所に入した。
- 一、判読不能の文字は字数分の空格(□)を置いた。
- 一、半丁ごとに丁数を示し、各話間に空行を置いた。

戒法隨身記 五戒章 中

「中表表紙」

「白丁」中表表紙見返

戒法隨身記五戒章の序
夫天に五星あり。地に五岳あり。運に五行あり。人に五臟あり。あらはれて。五色となり。形あつて。五根をひらく。發して。五音を分ち。かくれて。五神をそなへたり。且夫五味の生をやしなひ。五氣の物を利するや。五塵五方の對待して位ある。此等の類皆是五数をもつて成ず。玄哉奇哉。所謂洪範自然の数にして。五大法爾の理ならくのミ。故に儒ハ是理を、して。五常と説。釋ハ其源に達して。五戒をあらはす。然るに今。或ハ此理に昏して。身にハ殺生偷盜邪淫をおかし。口にハ。妄語綺語悪口兩舌を。なし。中01オいまゝにし。意にハ貪欲嗔恚愚癡を起し。罪惡破戒の輩となる。只戒を持たざるのミにあらず。却てこれを誹破る。吁愚哉。すでに天地の正理にもとり。自己の本源をくらます。なんぞ人倫としも名づけんや。特に。況正法誹謗のものハ。阿彌陀佛の悲願にもれ。地獄のせめのがれ難こと。をそれざるべけんや。こゝを以薩遮尼乾子經に云。若戒を持ずんバ。乃至疥癩野干の身をもえず。況や正に功德の身をうべけんやと。且夫淨土をねがひ。菩提をもとむるものハ。これを守ずんハあるべからず。觀經に云。若衆生あつて。五戒を受。八齋戒を持。諸の戒を修行し。五逆をつくらず。諸のあやまりな。中01ウ。此善根

をもつて。西方極樂世界に生ぜん事をねがへるものハ。乃至極樂世界に生ずるとき給へり。又華嚴經の偈に云。戒ハは無上菩提の本なりといへり。そのほか經論聖教に。戒徳を讚嘆すること。勝て記すべからず。こゝに八只万が一を挙て。もつて證とする耳。此ごろ信男信女あつて。三歸或ハ五戒八齋戒等を受ぬ。然れども其持犯をしらずして。動すればこれを犯せんとし。又ハ邪見の人にひ破らる。これに依て。謹經教の要文を取て。略五戒の相を弁す。只優婆塞優婆夷の忘を補はんとするの心也。その持犯開遮の詳にいたつてハ。敢て予がしる処にあらず。望くハ明律の「中02才師によつて。これを尋ん事を。其善此戒を持有者ハ。唯佛意に叶へるのミにあらず。近ハ天地の正理に順じ。護法善神の加被をかうふり。世法自正しうして。儒教にも又合なん。法華經にハ治生産業等までも。實相に違背せずと説給ひ。儒の中庸に道並行はれて。相もとらずといへるハ。これこのいひに非乎。故に此書故人の意におしものとづけて。五戒を五常に配當しき。冀ハ。後の賢智。擴これをミて。扶これを行バ。源益清して。流いよくとをからん。然らバ則涇渭淮泗の區なるも。混じて一真如海とならん事。又大ならずや。予淺識愚昧にして。佛祖の遺教を。中02ウさうなく假名に翻すること。その誤あらん事。をそれなきにあらず。所謂飯をかむで。人にあたふるに似たり。たゞ味なきのミにあらず。人をして嘔噦せしむるならんか。然れども。勢たまくやむことあたはず。ミだりにこれを述而已。伏願ハ三世十方の三寶。慈眼をたれ。我鄙誠鑑。過分越序の科をゆるし給へとしか

于時貞享三丙曆僧自恣日

求化幻人淨慧稽顙百拜謹記「中03オ

戒法隨身記五戒章目錄

- 一 殺生戒の事 附食肉の科の事
- 二 偷盜戒の事
- 三 邪淫戒の事
- 四 妄語戒の事
- 五 飲酒戒の事
- 六 五戒を保持ものに八二十五の守護神ある事
- 七 分受の差別ある事」中04オ
- 八 戒を受けてハかたくこれを守るべき事
- 九 五戒の功德の事 附發願廻向の事
- 十 業罪制罪の了簡の事 附戒ハかならず受べき法の事
- 十一 禪宗戒を守べきの事
- 十二 浄土宗戒を持べきの事 附戒ハ諸宗の通軌の事
- 十三 破戒無戒の往生の事」中04ウ

戒法隨身記中 五戒章

一 殺生戒第一 附食肉

殺生食肉の二戒、輕重大小品異なりといへども、制意類同しければ、混じてこれをしるし。ならびに其科をしらすのミ、識者其あやしむる事なかれ。

夫殺生戒といつば、一切の生類をころさざるを云。又人にをしへても。殺さしめず。謹以佛菩薩ハ。慈悲をもつて。心とし給へり。然るに。佛道を修行するもの。慈悲心なくして。物の命をとらば。あに諸佛ぼさつの心に叶はん哉。眞實佛道を行ずるとならば。唯殺生せざる耳に

あらず。其肉をも食すべきにあらず。いかんとなれば。入楞伽經に。羅刹佛にまうさく。如來の弟子肉を食せざるものあらば。我正に晝夜にしたりし近て。擁護すべし。若肉を食する者ハ。我正に大不饒益をあたふべし」中05オと一切の災難等也。乃佛の曰。肉を食するものハ。正にしろべし。すなはち是旃陀羅羅多の類にてハ。の類にて。我弟子にあらず。我其師にあらずととき給へり。肉を食するすらかくのごとし。況やかれが命をとらんをや。其罪勝てはかるべからず。鼻奈耶律にとける。佛弟子迦留陀夷尊者ハ。昔一の羊をころしてだに。地獄にをち。無量のくるしシを受。後人と生れて。佛才子となり。羅漢の果をうるといへども。なを其餘報つきずして。賊の爲にころされたりと。佛詳に其因縁をとき給へり。況や凡夫をいて。ことにおほくの衆生をころせる者をや。あにその報まぬかるゝ事をえんや。故に楞嚴經に云。殺生の心やまずんバ。智慧多禪定ありといふとも。乃至上品の人ハ。中05ウ大力の鬼となり。中品の人ハ。飛行の夜叉。諸の鬼卒等となり。下品ハ地行の羅刹とならん。乃我滅度の後末法の中に此鬼神おほく世間に盛にして。自いはん。肉を食して菩提の道を得ると。乃至汝等正にしるべし。此肉を食する人ハ。たとひ心ひらけて三摩地に似たる事を得るとも。皆大羅刹也。報了ハ必生死の苦海に沉なん。佛弟子にあらずと説給へり。經文詳なれども。若また魚鳥等を食すること。俄にやめがたく。さはり多。下根未決定の人にハ。しばらく五種の淨肉を食する事をゆるし給へり。いかなるをか五種とす。一にハ殺を見ずしらざる肉。二にハ殺音をきかざる肉。三にハ。我へのもてなしの爲にわざと料理せざる肉。四にハ已と死したる。或ハ干物等也。按ずるに干物」中06オのはらに子あるハ。了簡あるべし。水に入て生立たる例。古今多ければ。慈悲の行者。それ心をつけざらんや。五にハ鳥の残をひろひ得

たるの類也。肉とハ惣して魚の肉なり此五色の肉を食すべし。是又佛の本意に非とも。鳥等の肉なり機に約しての説也。又ハ己が食欲によつて。見ねばくるしからず。聞ざれば過なしといひて。たくむで。人に殺さすること有べからず。鷲掘魔經に云。いばく。自手みづから殺さずといへども。食するもの有によりて。魚鳥等を取なれば。魚鳥等の肉を食するものハ。殺生の罪をも兼るといへり。つゝしむべし。たとひやむ事を得ずして。食することありとも。味を貪ず。慈悲の心に住し。瞋恐心を生ずべし。故に文殊問經に云。たとひ若。肉枯木のごとく「中06ウなりとも。此陀羅尼を。三たびとなへて。食すべしといへり。陀羅尼に云

多姪他。阿捺摩。阿捺摩。阿視婆多。阿視婆多。那舍那舍。陀呵陀呵。波弗波弗。僧柯慄多弼。莎訶。※この陀羅尼を讀むとおもはま。

諸佛菩薩の衆生を憐給ふ事。至ずといふことなし。誰か慈恩を感ぜざらんや。但此陀羅尼を唱れば。科にならずと思ひて。ミだりに食すべからず。たとへばなを良藥をのむといへども。養生せざれば。其病いへ難がごとし。殊に武士たる人ハ。時に依て。人をも殺場有ば。常に無益の殺生すまじき事也。好で殺生する人ハ。運命弱。横難横死にあひ。子孫断。家亡といへり。昔隋の代に。華氏といへる大將軍有。智謀「中07オ勇力。人にこえたり。然るに出陣の時に至て。弓のはずに。水漉を懸られたり。これハ野山の水にハ。分て虫多ければ。その命をかこはんが為に。こして飲との巧なりけり。皆人ひそかにこれを笑いはく。虫の命だにいとへる程の心にて。などか人を殺すことなるべしやとさゝやきあへり。華氏これを傳聞て。士卒に向て云。我已に大將の命を承て。強敵に相向。事もし難義に及ばず。我手をおろし。是非なく大殺生をなさんとす。我此覺悟有により。常に慈悲を專にして。微細の虫にいたるまで。心の及程ハ。

殺生をなさざるなりと案のごとく。兩陣互に相戦て。身方すでに負色になり。はじめ笑しものどもなど。四角八方へ驅散さる。その時華氏戈を「中07ウ横。自手をくだき。遂にかちほこりたる。敵をつくづし。却て。身方の勝とせり。時にはじめ。そしりしものども。比類なき働に。目を驚し舌を巻ぬ。その後度この合戦に。一度も後をとらず。しきりに勲功の誉をあぐ。然れども元來慈悲ある人なれば。仕官の身ハ。心ならず人をころして。自身の名利とする事。本意ならずとて。年四十にして出家し。牛頭山の智嚴禪師とて。かくれなく呼れ給ひけれ。委五燈會元の第二に見えたり。これをもつて見る時ハ。漫に血氣の勇にほこり。我慢無慈悲にして。ほしいまゝに。物の命をとるをつよミとするハ。是小人のなすわざなり。儒道武道にだに。是とらざるところ。いかに況や佛法に。惱べけんや。「中08オ但し常に殺生せぬハ。畢竟人を殺高名せんとの下心ならば。此本名利の心をさしはさむて。さらにじひの心に非ば。佛心に叶ざるべし。按ずるにたとひ名利の心なりとも。殺生をせざるまは。是非なく多の虫を殺なれば。常にハもの命をとらぬやうにすべきなり。又夫蛇鼠蚤蚊の類ハ。人にあたるものなれば。殺してもくるしからじといへる人あり。是以外の僻事なり。いかんとなれば夫佛道修行する人ハ。怨親平等の慈悲心に住して。我にあたるもの。又ハにくしとおもへるものをもころさずして。却てこれをたすくるこそ。利益もすぐれ。慈悲も深く。佛の心にもかなひなん。釋迦文佛のいにしへハ。身を割て。うへたる虎にあたへ。跋摩夫「中08ウ人ハ。乳を切て。やめる婦人を助け給ひぬ。それほどにこそなくとも。せめてハ少の科ありとも。かれが命をむばハぬをこそ。佛道修行の人とこそいふべけれ。律にハ蚤虱の類を竹の筒の中へ入。膩物をもつてやしなふとこそ見えたれ。俱舍論に蛇蝎

等ハ。人を毒害するものなれば。殺しても科なしといへるハ。是外道の法にして。愚痴よりいでたる殺生の加行なりといへり。然らばなんぞ我にあたるものをころすべけんや。又魚鳥の類ハ。くはるゝ業に生れたれば。食するも科にあらじといふものあり。これ即魚鳥等に食する業のあることをしらばなど我に食業を受べきといふことをしらざるや。經の所説を按ずるに。六道の衆生ハ。互に生れかはりく中9才あたを報じ。怨を報と見えたり。我かれを害すれば。かれ又我を殺。因果歴然のがるべからず。されば此魚鳥等も。昔人にてありけん時。ものゝ命をとりし餘報にて。今又かゝる身を受。人の食となるならん。いはゆる因が果となり。果が因となるなれば。くはるゝハ彼が業なれども。食ハ又其身の業となるぞかし。※鳥のこりに二品あり。一にハかれ後にくふべきおもひをなして。木にかけおき。あるひハかくしおきたるていに見えたるをころハ。法罪を犯すべし。たゞあらハにうちすておきたる等ハ。かくしおきたるてい見えたるをころハ。大かたかゝるが故に。楞伽經に。肉を食するにハ。十種の科ある事をあげ給ふ。略して心をとりに。これをしるさバ。一にハ衆生世々生々。父母眷属となる。然に肉を食するハ。是親の肉を食するなり。互に相食して。常に害心を生じ。苦業を増長し。生死に流轉して。出離を得ず。第二に。肉を食するものハ。衆生其氣を聞て。悉くミな驚恐。「中9ウ等の人をおそるゝことハ。例するに人を。人の狼。蝮蛇等をおそるゝがごとくならんか。この衆生の字。會通して見るべし。但し其肉を食せざる人をも。魚鳥等のおそるゝことあるハ。なを習列あるゆへなるべし。たとへばなを鳩の舎。種卵の嬰姿のかけにおそるゝがごとし。此ゆへに菩薩ハ。衆生化度の為なれば。肉を食いはんや常に食するものにいてをや。第三に肉を食するものハ。衆生の信心を破る。此ゆへに食すべからず。第四に生死出離を求るものハ。専慈悲の行を念じて。慾すべからず。第五に肉を食すべからず。第六に肉を食する人ハ。世間外道邪見の術す。成就しがたし。況我弟子如來無上の聖道。出世解脱を求る

や。故に肉を食すべからず。第七に衆生ハ皆身命をおしむ事。人とことなる事なし。肉を食せん心中10才出來バ。まづ我身を觀じ見るべし。次に衆生を觀じて。その我と同じき事をし。こゝをもつて。肉を食すべからず。第八肉を食する人ハ。諸天賢聖。守護し給はず。夢中にも。種々の悪相を見。又ハ悪獸そのたよりを窺。此ゆへに食すべからず。第九に淨肉だに。なを食すべからず。第十に肉を食する人ハ。死て惡道に墮。此ゆへに食すべからずといへり。是を食する科。すでにかくのごとし。況や殺せる罪。すくなからんや。抑第九に説給へる淨肉といつば。右しるす処の五種の肉也。衆生の習氣。俄に止がたきゆへ。暫く其機に約して。爾前の教にハ免給へども。此世間の教にて。不了の説なり。大乘眞實の了義教にハ。これをじきすることをゆるし給はず。「中10ウ故に涅槃經にハ。別して如來のはしめ。あらく敷凡夫を度せんが為に。方便して説ぬ。眞實にハゆるさずとこそそのべ給へり。又長ければあらまし。其外楞嚴楞伽。大雲。梵網等の。諸の大乗經。律にハ。ゆるし給はず。今の人あやまつて大乘にハ。其處にかゝはらずといへる人あり。食欲無慈悲の心にて。而も經律をわきまはず。凡心をもつて。大法を輕しめ。口にまかせて。さ。いはんハ其罪これのがれがたからん。若夫南泉の猫を斬。伏羲の網を作。聖徳太子の守屋を誅し給ふの類ハ。これ皆大權の聖者。格外の手段也。或ハ大機大用ありて。時に隨て宜を製す。彼をおさへて。これを助。一を殺して。万を救。却菩薩の大慈悲心也。其辨委。瑜伽戒本。世親の撰論等に見えたり。こゝにハひろく。又本朝神前に。性備る。中日義ハ。けだし深神慮のましく。慈悲善巧のゆへなるべし。彼大神の御託宣。又ハ嚴嶋の夢の告なん。聞侍るに和光垂跡の結縁。深悲の方便。まことにあり難御事にこそ。然るに凡夫の利欲の為。あるハ食欲の為。

又ハ歡樂の爲の故に或ハこれを殺。又ハこれを食するとハ。其心雲泥の違なるべし。故に涅槃經に云。菩薩ハ衆生を度せんが爲のゆへに。肉食する事を見すれども。夫実ハ食せずといへり。嗚呼殺生の罪。深哉往生要集に。諸經の説を引て。其地獄の相等を辨ず。云人間の五十年を。四天王天の一日一夜とし。其壽五百歳也。四天王天の命をもつて。等活地獄の一日一夜として。其壽命五百歳なり。殺生のもの。此中につとといへり。夫周「中11ウの武帝ハ。常に雞卵を食するゆへに。死して地獄に落り。鐵床の苦を受。唐の任氏ハ。一の蟹を殺してだに。劍林地獄に入て。身に七の劍をつらぬかる。されど。金剛經を書寫して。吊ければ。一卷毎に一劍ぬけ。七巻書れば。七の劍ことごとく脱して。苦患をのがれぬと夢の告ありき二事詳法苑珠林に出。苦哉。人誰か殺生せざらんや。身をはらバ。必定地獄の苦をうくべし。されば早愚癡の迷をはらし。今迄つくれる殺生の罪業を。至心に懺悔して。受戒し給へかし。夫薄拘羅尊者ハ。昔殺生戒一戒持給へるだに。九十一切のあひだ。生々短命ならず。つるに佛在世に生れて。既に五不死の果報を得。羅漢果を證じて。壽命百六十なりき。况五戒具して受をや。其功德「中12オはかりなかるべし。昔一の沙彌。蟻の水に溺を助て。短命の相を轉ず。是雜寶藏經にとき給へり。又ハ毛寶といへる人。龜の鉤にかゝりしを。はなちゆるしけるゆへに。水難をのがれし事。金壁にのするところ也。寔に物の命を助事。即是佛ぼさつノ大慈悲心なれば。其功德勝ていふべからず。惣じて水にハ。細なる虫あれば。必これをこし。燈にハ。羽虫飛蛾の類やけ死すれば。蓋してこれを防。熱湯を地にすてず。朽たる薪等を焼に心すべし。※水のこしやう。律にねんころにをしへましむ。慈悲の信者あに心にかかゝること一こ書つゞくるに暇あらず。たゞものごとに。衆生の命に害あるべくハ。心

を付てさくべき也。就中殺生戒ハ。儒者の五常にてハ仁の道也。故に殷の湯王の。網を祝して鳥を漏し。魯の孔子のねとりを射「中12ウざるの類これあに慈悲心にあらずや。孟子云。君子の鳥獸にをける。その生を見て。その死を見るにしのびずといへり。孔子の弟子の高柴ハ。歩時虫をふまず。鄭の子産が生たる魚をはなちけん類。儒なんぞ殺生をこのまんなや。況や一切衆生の父母たる。佛とならんとはつするものををいてをや。あにおやとして子をころし。その肉を食する理あらんやつゝしむべし

一 偷盜戒第二

夫偷盜戒といつば。一さい盜をなさざる也。一針一草までも。人のゆるしなきにハ。とるべからず。況や餘の賤寶等にをいてをや。就中三寶の物を盜たる科。偏に重し。三寶の「中13オ物とハ。佛法僧の物なり。香花等にいたるまで。これをぬすミとるべからず。方等經に。華聚菩薩の云。五逆四重も我よく救。僧の物を盜ものハ。救ことあたはじとのたまへり。或ハ他の經卷秘書秘方のたぐひ。かくしをけるを。理なくひそかにひらき見ることなど。是も又盜にして。其科重と。正法念處經。并唯識竝誅論に見えたり。これに例しておもふに。人のかくせる狀文など。ひそかに開て見るハ科なるべからずとて。我心まいたいしうまやう。人の密事をもらしする。よろしからざる事也。よくくつゝしむべし。人を欺べからず。又大集經の濟龍品に。諸の龍。過去の業を云て。かなしミし事あり。その中に一の龍の云。曾俗人たりし時。寺に詣ぬ。信心ある人。僧の供養の爲のゆへに。諸の華菓飲食等を施。僧これをえて我に施。我その信施物を食せし因縁により。地獄の中にをいて。無量劫をへて。大猛「中13ウ火の中に。或ハやかれ。又ハ煮。或ハわかせる銅をのミ。又ハ鐵丸を食し。地獄よりいで。畜生の中にをち。かくのごとく種々に備に辛苦を受といへり。佛諸の龍につげたまハく。此惡業。佛物をぬ

すむとひとしく差別なし。そのあたへたる僧の罪業も半分なり。此悪業まぬかるゝことかたし。賢劫中最後の佛樓至佛の時。罪滅するなりとの給へり。法苑珠林にこれを評して二云。信心の施主。本一毫一粒を施も。十方の出家の凡聖に回向す。俗に供養せんとにハ。非ず。こゝをもつて。俗として、信施を滅することをしらず。ほしいまゝに、此を食せば。無量の科をうべしといへり。此經文によつて見る時ハ。俗として。寺にて飲食する事ハ。誠に鳩毒よりもおそるべし中14オキなり。然れども一概に定べからず。いかんとなれば五分律に。俗人寺にいたる。僧の食する時にあへり。しかるに僧此俗に食をいささず。此俗そしりをなす。佛これをき、給ひ。さやうの時ハ好器を以。食を供養することをゆるすとの給へり。されば寺の供養うる人ハ。或ハ其日ハ寺の役を勤か。佛前のほこりをはらひ。又ハ庭の草とるやうの事にもなすべきなり。又ハ其つくなひをするか。又ハ能々信施の觀念をなして。滅罪の為に。念佛陀羅尼など唱べし。漫に貪食せば。信施消しがたく。無量の罪をうべきなり。おそるべし。因果經に阿難佛にとふていはく。佛のとき給ふところのごとく。僧の物をおかしとるハ。是真に大罪なり。然らバ一切中14ウの檀越等ハ。寺へまうづることなるまじきや。佛曰。寺へ行に。二のこゝろえあり。一にハ善心。二にハ悪心。いかなるをか善心とす。若寺にいたつてハ。佛を禮拜し。僧をうやまひ。經の道理をき。戒を受けて懺悔し。賤賈をすて。三寶をいとなミ。身命をおします。大法を所持。かやうの人ハ。好果報を得て。天上に生る。此則最上の善人と名づく。いかなるか悪心とす。若ハ衆生あつて。寺にいたり。こひもとめ。かりもらひ。或ハ僧の過惡をいひ。專そこなひ破んとし。或ハ僧の食をくらつて。愧る心なく。餅菓子等を懐にして。家に持かへれる。かやうの人ハ。死て鐵丸

地獄に入て。種々の責をうく。最下の惡人なりといへり。按ずるに。僧として人に供養し。そのハ施し。又三寶中15オ物を借てかへさざるハ。大なる科なり。又人あたふべき事勿論なり。佛への物を獻ぜば。佛の事になし。經法にさゞげば。經法の事に用。僧へ施にハ。僧へ引。施主の心に隨べし。若我まゝに差別なく用ゐるハ。是三寶の理に違。施主の心になはず。此を互用罪とて科とす又人佛を盗ハ。くるしからずとおもへり。然れどもその心得により。科とも功德ともなるべし。薩婆多論に二云。佛像を盗る時。清淨の心をもつて。念じて云。かれも佛の弟子なり。我も佛の才子也。なんの差別かあらんと。かのごとく念じて。盗出し奉り。眞實に供養すれば。科なしといへり。又法苑珠林に云。さきの人も常に供養して。おしもおもへる佛をぬすミ出し。さきの人に歎をかくるハ。中15ウ大なる科なりと云。又摩德勒伽論にハ。うり代がへんが為に。佛像舍利を盗ハ。大なる罪なりといへり。千佛名經に云。衆生只現在の利を見るがゆへに。種々の不道をなして。人のものをとる。これによつて。地獄餓鬼にちて。苦を受。もし衆生にをいてハ。牛馬等の容を受。身の力血肉まで。かのおひめをつくなふ。若人中に生れてハ。人の奴婢となる。或ハ無理にむばひ。或ハひづめてとり。或ハ上の威勢をかつて押領し。乃かかれを損じてこれを利し。これを損じてかれを利す。かくのごとき等の罪無量無邊なりと云。往生要集に云。殺生偷盜のものハ。黑繩地獄の中におつといへり。此地獄ハ。等活地獄より。苦もふかく。命もながし。あに恐るべきけんや。夫偷盜中16オ戒ハ儒者の五常にてハ。義の道也。故に論語に云。君子勇あつて義なき時ハ。乱をなし。小人勇あつて義なければ。ぬす人をなすといへり

三 邪姪戒第三

出家の戒ハ一切不犯なれば。不淫戒とす。在家の五戒ハ。夫婦の外を邪姪とす。たとひ夫婦たりといへども。あるひハ堂塔佛ぼさつの間。師僧父母のつねにゐるところ又ハ日月ともしびのあきらかなる處を。非處と名づけて。姪を行ずべからず。此の義ハ。又ハ月水不淨の時。懐胎十月にみてし比。又ハ小兒に乳をのましむる中。あるひハ齋戒精進の節。又ハ病氣のよろしからざるにハ。姪を行ずべからずこれ。中16ウを非時と名付といへり。これ瑜伽論またとし。又年の三長。月の六齋。至八王日。並にこれを禁ずべしといへり。これ提謂經の説なり。三長六さい八王日。※珠林のころ八月にいたれハ。胎圓満すれハ。子をそこなはんこの事ハ。八齋戒の章のすに記がごとし。をおそれいむべしとなん。又小兒に乳をのましむとハ。産して三年のうちハ。つゝしむべし。これハ乳とまりて兒を損せん。これとされてなり。別に乳母あるハくろしからずといへり。夫邪といつばよこしまとよめり。其の理正からずしてミだりに姪欲にふけり。もしくハ男色を愛し。非道に淫を行ず。これ又邪姪なり。往生要集に云。男の男にをいて。邪行を行ずるものハ。多苦惱處地獄にをちて。くるしミをうくといへり。又云。人間の二百歳をもつて。夜摩天の一日一夜とす。その命二千歳なり。かの天の壽命をもつて衆合地獄の一日一夜とす。その壽命二千歳なり。殺生偷盜邪姪のもの。此大地獄におつといへり。夫色欲の心をまどはし。菩提心を。やきうしなへることハ。たとへバ。火のものをやくがごとし。中17ウこゝをもつて。智度論に姪欲を呵して云。蜜を刀にぬるがごとし。舐ものあまきをむさぶり。舌をやぶりて。後に大若をうくることをしらずといへり。あるひハ僧をおとし。比丘尼をけがす等。大罪なり。※持戒。比丘尼となく。法苑珠林の正報の頌にいほく。邪姪ハ地獄に入て。かの劍の林ののぼると云。儒の五常にてハ禮の道なり。故に禮記の婚義に云。昏禮ハ禮の本なりといへり。所謂魯の昭公のおなじ姓をめとられしに。陳司敗いつて礼をしらざるものとす。況や佛道修行するもの。非義非法の

事をなすべけんや

四 妄語戒第四

夫妄語といつば。見ざることを見たりといひ。見たる事を見ずといへる類也。又ハたくミて偽を構人を誑等。大なる中17ウ科也。善戒經の偈に云。妄語ハ大毒害にして。人天の福を焼やぶる。阿鼻地獄にをちて。乃無量億千劫。いづる事をもとむれども。のがるゝによしなしといへり。至無量億千劫。放逸の行をなし。利養をむさぶるゆへに。坐禪せずして。禪秘要經に云。放逸の行をなし。利養をむさぶるゆへに。坐禪せずして。自坐禪すといふ。きうに懺悔せずんバ。乃惡道にをちて。大重罪を犯すといへり。或ハさとらずしてさとりたりといひ。安心了解せずして。しかもしたりといふのたぐひ。是増上慢にして。大妄語なり。又口にハ妄語せざれども。身と心に。虚妄不實なる事あり。たとへばさとりたる人におもはせ。利養を得んとおもひたくミて。いろく威儀をつくり。などする類。是身心妄語。中18ウなり。心正直なれば。生死の林を出やすし。心まがれば出離することかなひがたし。たとへば林の中より。木を出に。曲木ハ。つかえさはりて出がたく。すぐなる木ハ。さはりなく出やすきがごとし。智度論にとかれたり。又云妄語十の罪あり。一にハ口の息くさくなり。二にハ善神これに遠ざかり。惡邪たよりをうる。三にハ常に妄語するものハ。たとひ偶實語ありといへども。人うけがはず。四にハ。智者この人にまじはらず。五にハ。常に人のそしりをうけ。惡名流布す。六にハ人これを敬ず。人にをしゆることありといへども。人は人を用ひず。七にハ常に患おほく。八にハ誹謗の業因縁となる。九にハ命をはりて。地獄に落。十にハ。若地獄の業。中18ウをはりて。人となれども。常に誹謗をかうふるといへり。又往生要集に云。殺生偷盜邪淫飲酒妄語

のものハ、大叫喚地獄を一つといへり。又綺語悪口兩舌も、妄語の類なり。綺語とハ言葉をかざれる也。或狂言おどけの類。或ハ言葉を巧にして。人に諂ひ。文章詩歌。愛執をひくの類。そうじて世の爲利益ならざる事をつくりいだす。これミな綺語とす。然れども狂言綺語の戯も。作者の意樂により。時の宜に應ずれば。きくもの却て感を催し。發心修行の媒ともなることあり。佛種ハ縁よりおこるなれば。いかなることか。一念發起のたねとならざるべき。さハあれど。詩歌ハたゞに我念慮を動し。ミだりに人の情識をおこす。これをきひて。誠とするものハすく」中19オなく。酒宴れんぼ。あるハ遊山翫水の興とするものハ夥。况小うた淨瑠璃等にをいてをや。發心の縁となることハまれに。虚頭放逸の輩となるものすくなからず。あにいましめざらんや。成實論に云。語ハ實なりといへども。時にあらずしてとくハ。又綺語なりといへり。たとへバ人の機嫌をはからずして。法をとき。不如法にして。時節あしく。法話をなせる類ならん。佛法ハ時よるまじけれども。さきの人行儀。或ハ退屈の念見ゆる時。忙時節など。耳にもしかと聞入されバ。終に無益の語となる。唯時をすつていふべきなり。又悪口とハ。人を悪口するなり。増一阿含經に。たとひ利劍をもつて。その舌ハきりさかるゝ共。悪言麗語をいだして。地獄におちしといへり。智度論に云。時にひとりの鬼「中19ウあり。頭ハ猪に似たり。臭虫口よりいづ。然れども身にハ金色の光明あり。これハこれ前世に僧なりしが。客僧を悪口しのゝしる。身に戒をたもつゆへに。光明ありといへども。悪口のとがによつて。臭虫口より出るといへり。正報の偈に云悪口ハ毒の箭のごとし。物につく時ハやふる地獄の門をひらひてまつと。涅槃經にハ。たとひ悪人にて。讚べき善なくハ。かれが佛性を念じて讚嘆せよとのたまへり。又ハ非情をも悪口せざ

れと説給ふ。まして有情にをいてをや。いかに況や善人殊三寶をや。凡悪口ハ人をあしきとおもへる我慢よりをこり。又ハ嗔恚をほしいまゝにするがゆへ也。六祖大師のいはく。又ハ見るとハ。我慢を見る也。又ハ見ずとハ。人の悪を見ずとこそその給。中20オひつれ。且夫嗔恚ハ火のごとし。大日經に云。一念の嗔恚をもつて俱胝劫の善根を焼うしなふといへり。遺教經に云。功德を劫賊ハ。嗔恚に過たる事なしといへり。されバ我慢をやめ。嗔恚をつゝしまば。自然と悪口ハすくなかるべし。又心にハ實にはら立事なれども。かれが悪をいましめんが爲に。かりに嗔恚の相をあらはして。麗語をいだす。これ慈悲の意樂なれば。菩薩の方便也。瑜伽の戒本等に。委これ論ぜり。然れども凡夫ハ方便の嗔恚とおもへるも。次第に慈悲心ハなくなりて。實嗔恚にくさげの悪言となるなれば。能く心を付てたしなむべし。兩舌とハ中言をもつて。人の中をあしくしすなり。正報の頌に云。兩舌し」中20ウて。人をたゝかはしミだせバ。地獄にて引さかる。獄卒其口をさき。焰刀その舌をきると云。又ハその人のまへにてハほめ。かげにてハそしるの類。是も又兩舌也。若又人の中をなをさんとおもひ。又ハ人の悪人になむを見て。善心の方便を以。ちかづかざるやうに。かなたこなたといひやはらぐるハ。兩舌にあらざ。却て功德をうるなり。故に成實論に云。若善心をもつて。教化して。悪人をはなれしむるハ罪を得ずといへり。或ハ人の急難をすくひ。又ハ人を善道に引入ん爲に。かりにいっはれるハ。是を方便權語とす。妄語といへるにあらず。然れども人の大難をすくひ。大利益あるにあらずんハ。かろくしく方便語をなすべ」中21オからず。戒力全さるに。或ハ自身の名聞利養等をあひまじへ。或ハ難義にせまつて妄語せば。破戒の科をうべき也。つゝしむべし。夫妄語戒ハ。儒の五常にてハ信也。故に孔子子路を

いましめて云。これをしるをしるとししらざるをしらずとす。これしれるなりといへり。禮記の儒行の篇に云。言ハ必信をさきにすといへり。こゝをもつて儒佛のおしへ。世出法の法。信なくして可ならんや。※方便語に善惡の二種有べし。梵網に方便して妄語すとけるハ。惡意樂よりの方便なれば。これをいましめ給へり。こゝに方便權語といへるハ善惡樂によるがゆへにくるしからず

五 飲酒戒。第五

一切の酒をのむべからず。梵網經に云。酒の過失を生ずること無量也。若自身の手より。酒の器をわたして人にあたへてのましめば。五百世手なからん。いかに況。自飲をや。按ずるに發隱に云。手なしといへるハ。必此人中に兩手といへり。委ハ天台。大賢の云五百世手なからんと。極増上の「中21ウ法苑珠林に佛説を引疏に弁するがごとし。惡心をもつてわたすがゆへに。善心等にあらざ」中21ウ法苑珠林に佛説を引て云。酒の匂。酒の味。及甜酒糟麴等にいたるまで。とかく人を酔むるものハ。一切これを禁ず。若病ありて。酒にあらざれば。いへがたきハ。ゆるし給へりと。四分律に見えたり。やまひいへなバ。疾にやむべし。たとひやまひといふとも。なるべきほどハ持べし。※文殊問經にいはく。酒ひ藥に枉ども。乃至藥ハおほく。酒ハすだいしやうごんらん。いほく。酒をのむことを得ざれ。たとくなきを。もちゆることをすべしといへり昔ひとりの優婆塞あつて。五戒をたもつ。時にやまひありぬ。名醫のいはく。これ酒にあらざれば。治しがたしと。時に優婆塞。偈をとひていはく。この偈。長行。ならびに兄來の問答あれども。ながければ。こころをとり略して。たとひ戒をやふり犯じて。壽命百千年なりとも。しかじ禁戒をまぼつて。即時に身命滅せんにハと云く。かくのごとく決定の心を生じて。「中22オ大歡喜をなし。真諦をさとることをえて。やまひもまたいへぬといへり。又。本朝梅尾の明慧上人。煩給へり。醫師和氣の某まうさく。御いたはりは。ひへのゆへなり。山中きりふかく。寒風はげし。美酒を毎朝あたゝめて。すこしづゝ服したまハ。よろしかるべしと。上人仰云。言理しゆせうなれば。こゝにふるさまくおもへと。文段ながければ。すゑのことばすこしくす。委ハ上人の傳を見るべしわれもしくすりのために。

一てきをも服せバ。何事がな。かこつけせんとおもふげなる法師ども。故御房も。時く酒ハすはせたまひしなどいふためし。ひきいだしてこの山中。さながら酒の道場となるべし。仍斟酌なきにあらざるとのたまひ。つるにのミ給ハすして。やまひ平復し給ひぬ。按ずるにこれみな。佛の眞實了義をしらせ給よそへてミたりへのむもの。又未曾。中22ウ有經に云。祇陀太子。佛にまうさく。佛我はちおそれざるべけんや又未曾。中22ウ有經に云。祇陀太子。佛にまうさく。佛我に五戒を授給へり。然れども五戒の中に。飲酒戒持がたきによつて。これをやぶらバ。却て罪をうくべきなれば。戒を持つことをやめんやといへり。佛の曰。なんぢ酒をのむ時。いかなる惡をかなすや。祇陀太子の曰。眷属よりあつまり。酒をのむ時。互によろこび樂ありて。自惡心なし。いかなとなれば。我等酒をのミてたのしむ時戒の事をおもひ。身口意をつゝしむゆへに。放逸なく惡心なしと。佛のたまはく。善哉善哉祇陀。汝今智慧方便をえたり。若世間の人。よく汝がごときものハ。身をふるまで。酒をのむとも。なんの惡かあらんや。かくのごとき行者ハ。福を生ずべし。罪ある事なし。若人酒をのミても。惡業をおこさず。「中23オ歡喜の心ゆへに。煩惱を生ぜず。善心の因縁。善の果報をうくかくのごときハ。五戒なんぞ失あらんと云こ。又波斯匿王の后末利夫人ハ。※斯口有。后口も八齋戒をうけて。王の嘖嘖のゆへに。人をころさんとし給ひしを。かたちをつくり。酒をすゝめて。機嫌をとり。八齋戒の中。六戒破られたりき。これすなハち。人の命を助ん為の大慈悲ゆへに。我破戒をかへり見られざる事。誠にありがたき心入なるべし。然れども破戒の罪。さすが恐ければ。佛にいたり。懺悔せられるに。佛つミある事なしとの給へり。これをもつて見る時ハ。人の心をしらすして。ミだりに破戒をそしるべからず。只慈悲心善心こそ。あらまほしけれ。若夫酒をこのめる人。得たりがほに理をとつて。利益なき。中23ウ事に。漫に酒をのむべからず。たとひ

少の利益ありとて。よく誠の心をもつて。相守るべし。故に大蔵一覽に諸經要集を引て云。未曾有經に。祇陀太子に飲酒をゆるし給へるハ。はかり見るに。世尊はじめ成道の時。衆生の機調らざれば。俄に禁酒にしがたからん。このゆへにやうやくゆるし。やうやくに制し給ひ。そのうち衆生の根熟せる時すなはち永たち。かたく制して。一滴もゆるし給はず。故に四分律に云。我弟子たるものハ。草の上の露ほども。口に入べからず。いかにいはんや多のまんをやとの給へり。法苑珠林にもいへる。如來眞實のおしへにハ。輕重ともに禁じて。はじめをはり。犯ぜざるを。眞の持戒とすといへり。よくくつしむべし又善中24才心をもつて酒を施ハ。瑜伽論に布施門に約してこれをゆるせり。故に梵網の義寂の疏に。十住毘婆沙論を引て云。在家の菩薩ハ。酒を施に罪なきことあり。施とき此念をなすべし。布施波羅蜜の法ハ。ことごとく人の願を滿ぜしめんとなれば。今我酒を施ぬ。のちにハ方便教化して。酒をやめしむべしと。按ずるにかくのごとき。菩薩の意樂なれば。常の人からしくなすべきにあらずかれを利益せんがため。かれが煩惱をやめんが爲。自身の布施の行を成就せんが爲。眞實の善意樂なら。くるしからざるか。さなくハかたく制すべし。たとひ少分の利益を見んとて。我心の堅固ならぬうち。又ハ他のめめる人の醉狂等あらんと。かねてする時ハゆめくもちゆべからず。又夫智度論にとくところ。酒をのむに。三十五の科ありとハなんらぞや。一にハ酒をのむものハ。現在にハ酒の價に賤を用つくす。二つにハ。諸病をおこす。三つにハ。鬪諍。口論の本也。四にハ。或ハはだかとなりてはづる事なし。五にハ悪名あ中24つて人うやまはず。六にハ智慧をくらまし。七にハ。うべきものをししかもえず。すでに得たるをものハ。却うしなふ。八つにハ。常にかくせることをあらはしかたる。九にハ万夏のいとみなうちすてなざす。十にハ醉中のあしき事。さめて後はぢくやミ。うれへなやむ。十一に身の力衰。十二に。身のいろあしし。十三に父を敬事をしらず。十四に母を敬事をしらず。十五にハ沙門を敬ず。 ※按ずるに沙門といふハ一人にかぎり。

僧といつハ。四人以上。十六にハ婆羅門をうやまはず。十七にハ伯叔をやかた貴人をうやまはず。十八にハ佛を尊敬せず。十九にハ法を敬ず。二十にハ僧をうやまはず。二十一に悪人に。徒黨をなす。二十二に賢人善人をうとミとをざく。二十三にハ破戒の人となる。二十四に人にはち中25才す。我心にもはづる事なし。二十五にハ。六根を守らずして悪業をつくる。二十六に。色欲をほしいまゝにして放逸なり。二十七にハ。人にふくミうとんぜらる。二十八にハ。貴人親類善知識等に捨らる。二十九に。よからぬ法を行す。三十に善事をうちすつ。三十一に。智者上人これを信用せず。三十二に。涅槃を得ず。三十三に。狂気愚痴の因縁となる。三十四に。命おはりて。惡道泥犁の中に落。三十五に。若人間に生じても。氣違愚痴の人となるといへり。又正法念經に。若人酒をもつて。あつまれる僧衆にあたへ。若ハ戒を持てる人等にあたふれば。その人命おはりて。叫喚大地獄にをつといへり。又云酒の中へ水をまじへて。高酒の價をとる。これ又ぬす中25ウミのとがをもかぬ。この因縁によつて。此人死して叫喚地獄の火末蟲處といへるにおつ。此地獄の苦ハ。四百四病の苦を。同時にうくるがごとく。自身より虫わきて。皮肉骨髓等を。のミくらふといへり。又云。酒をもつて人にあたへ。其をしてよはしめて。いろくこれななぶり。かれにはぢをあたへて。我たのしミとなす。此罪によつて。叫喚地獄の別處。雲火霧地獄にをつといへり。往生要集に。殺生偷盜邪淫飲酒のものハ。叫喚地獄にをつといへり。就中。梵網經にハ。酒を飲ハ。輕戒に入。酒を賣ハ。重戒に入。誠に一切の人の破戒の本。智慧をうしなふ根本をあきなへバ。其罪深も理なる故。故に十輪經にハ。千人の遊女をたくはへて。淫欲をすむる中26才もの十人あはせての科よりも。ひとりの酒をうる科多しと説給へり。儒の五常にてハ

智なり。酒をのめば。智恵をくります。故に孔子ハ。酒をのミ給ひしかども。乱にをよばずといへり。程伊川釋して云。乱におよばずといへるハ。心をミたさぬのミにあらず。氣血をもミだらしめずといへり。夏の禹ハ。旨酒をつくりし。儀狄をうとミ。書經に酒誥の篇ありて酒を誠等佛といひ。儒といひ。いづれにしたがふとしてか。ミだりにこれをのむべけんや

六 夫七佛經にハ。五戒を受持ものハ。二十五の守護神あり。則一戒に五神有。又ハ灌頂經にも見えたり。その名これを略す。常にその人守護し。内外の災難いたらず。身心「中26ウ快樂ならしむといへり。此守護神の名をかきて。まぼりとせば。刀も身にたゝず。箭にもあたらず。鬼神羅刹も障碍をなさず。一切の災難をのがるゝ等。委法苑珠林に。經を引て。その名をあらはし。その利益をのす。諸の善人。こひねがはくハこれを見るべし。

七 凡戒を受に。まづ三歸を受をはつて。五戒の中。一戒を受持を。一分と名づけ。二戒三戒。を持少分と名づけ。按ずるに優婆塞戒經にいはく又二戒をうたといふ。四戒をうくるを。多分と名づけ。五戒を受持を満分と名づくところ。智度論。等に見えたり。十誦律にハ一生うくる事なりがたきハ。一日乃至一月一年にてもうくべしといへり。」中27オ

八 夫戒を受たる人ハ。よくくかたく持べし眼晴をまぼるがごとく。寶珠をさゝげたるがごとくにすべし。かの迦葉尊者ハ。大劫火の中に有て。若行若立若臥。叟百千億歳するとも。不信心愚痴のもの。破戒の聲

をかかじとこそその給ひし涅槃經の意に云。昔船われて。大海にをつる人あり。此人浮囊。いまのうきくつるのいなるべしをいだし。水のうへにうきいたり。羅刹來て。その浮囊を我に得させよといへり。此の對云。これを汝にあたふるときハ。我此うみに沈べければ。かなひがたしといへり。しからば半分得させよといへどもあたへず。一分得させよといへど。あたへず。さらば針の眼ほどえさせよといへば。此もの云。我此囊を持てこそ。此大海にしづまず。向の岸に「中27ウつき。命をのべなん。もし汝にはりのミずほどもあたへなば。その穴より水入てかならず海に沈べしとて。つるにあたへず。はたしてその囊によりて。向の岸にいたり。命を全したり。これは。袋を戒にたとへ。大海を生死の海にたとへ。羅刹を邪見の人。戒をやぶれといふにたとへ。囊を全望ハ五戒をことごとくやぶれといふにたとへ。半分のぞむハ。二戒三戒やぶれといふにたとへ。一分のぞむハ。一戒やぶれといふにたとへ。はりの眼ほどのぞむハ。たとへば酒ならば。一滴のめといふがごとし。然れども。かたくこれを持時ハ。つるに生死の海をわたり。涅槃の岸にいたるべし。故に梵網經にも。浮囊を帶持て。大海をわたるがごとくにせよと。説給へるハこれなりもし」中28オこれをやぶりなバ。生死の海にをち入。つゝしむべし。故に大論にいはく。破戒の人ハ。もろくのくどくをうしなふ。かれたる木のあいしねがふべからざるがごとしと云。

九 凡五戒の功德。あげてのべがたし。大集經にハ。一戒に十種の功德をあらはせり。大智度論に云。たとへば足なふしてゆかんとし。つばさなふしてとばんとし。船なふしてわたらんとするかごとし。淨戒なふして妙果をもとめんこと。またくかくのごとしといへり。たとひ五戒をた

もつとも。人天の果をもとむべからず。菩薩の心に住して近ハ淨土の華報を得。遠ハ佛身の果満をえんと。發願回向すべし。或ハ信心増上せば。大心をおこして。菩薩戒をうくべし。「中28ウ貴賤によらず。男女にかぎらず。一切衆生悉有佛性と説給へば。志願勇猛の丈夫。なんぞ頼に菩提を證ぜざらん。涅槃經に云。發心畢竟二無別といへり。あにそれおもはずや

十 凡罪に二種あり。一にハ業罪といひ。二にハ。制罪といふ。業罪といへるハ。殺生偷盜邪淫妄語等これなり。則自業自得果なれば。戒を受たるものも。うけざるものも。これをおかさば。科をうくる事おなじかるべし。我ハ戒をうけざれば殺生等をなしても。つミをえじとおもふべからず。業罪ハのがる事なし。制罪とハ。佛の制法を破の罪なり。これハ戒を受しもの。佛の制法を受ながら。破戒せば。三寶をかるしめ奉。制罪あるなり。然るに佛戒を受ざるもの。「中29オ多ハ罪をつくりてもくろしからずとおもひ。日々に業罪をつくる。悲かな。われと三途の果をまねくことや。又戒をうけたるものハ。時に破戒することあれども。くふる心おそるゝ心あるにより。業罪ハ日こにかろくなるべし。況や受戒の時。至心に懺悔して。無始の悪業をめつするをや。然れども。佛の制法をやぶるゆへ。制罪あるべし。若不慮に破戒あらば。眞實に三寶の前にて。よく發露し。或ハ善知識同行に懺悔すべし。片時もかくすべからず。かくすハ罪いよくふかし。心をして清淨ならしめよ。後をまつべからず。況や明日をや。又懺悔すれば。罪滅するとして。たくミて破戒するものハ。これ大なる罪也。かくのごときの邪。中29ウ智あらば。懺悔するとも益なけむ。
※律に業の懺悔制の懺悔等一く懺悔の作法あり。有信のもの。こゝこれをたつねんことを

うけてハ。破科あれば。受ずしてそむかざるがましなるべしと。此一理あるに似たれども。正説にあらざ。いかんとなれば。夫佛戒ハ受がこれ法也。佛すら本師慮舎那佛より受誦し給へり。故に梵網經にいはいはく。我本師の戒の十重四十八を誦すべし。戒ハ明なる日月のごとく。又瓔珞の珠のごとし。微塵の菩薩衆。これによつて正覺を成ず。是慮舎那誦し給へり。我も又かくのごとく誦す。汝新學の菩薩も。頂戴して戒を受すべし。此戒を受持しおはりて。轉じて衆生に授よといへり。佛菩薩すら。かくのごとし。況衆生にをいてをや。菩薩戒すでかくのごとし。況餘戒のごときすらも受すんバ」中30オあるべからず。故に優婆塞戒經にいはいはく。若又人ありて。善業思惟の力によるがゆへに。諸悪をつくらざるを如法戒と名づく。もしハ他によつてうるを名づけて受戒とす。
※梵網經に元照律師のいはく。たとひ受て後やぶることも。受すんバあるべからず。いかもしんとなれば。受心ハ境あまねうして。功徳ふかく。破戒ハ別々に犯するゆへなりといへり。若ハ受戒をはなれて。功徳あらば。一切の悪獸師子虎狼。まさに功徳をうべし。然れども實に得ず。妄語飲酒等の戒を持。此因縁をもつて善戒をうくるものハ。無量の福をうるといへり。蓋夫人の戒をうくる時ハ。破べきとおもふものハなけれ共。其心堅固ならずして。年月ふれば。はじめの道心もうすくなり。守る心よはりゆくから。縁にひかれて。いつとなくやぶる。然れども盡く。やぶるにハあるべからず。いかさまにも。そのうち一戒二戒のこりあるべし。これ太賢の集要にもとつり。かの意に云。五戒のうぼそく。もしくハ。四戒をやぶりて。わづかにの。かの一戒をたまたバ。犯戒となづくといへども。近事の性。の一分を成就すといへり。くはしくハ。よろしくこれを見るべし。「中30ウたとひ破戒の科によりて。一たび惡道へをつといへども。又佛戒に心をむすびし因縁くちせずして終にハうかミあがり。或ハ佛の出世に生れ。又ハ善知識にあひて。果して得脱の期あるべし。例せば。夫。優鉢羅華比丘尼本生經の中にとくがごとき。此比丘尼六神通を得て。阿羅漢果を成ず。貴人の家に入て。常に出家の法を讚嘆す。も

ろくの貴人の婦女にかたつて云。各 出家すべしと。皆いはく。我等若して。形さかんに。いろいろはし。戒を持事なりがたし。たとひうくるとも。さだめてこれをやぶりぬべし。比丘尼の云。戒をやぶらば。すなはちやぶれ。たゞ出家せよと。女人の云。戒をやぶらば地獄に「中31オをつべし。比丘尼のいはく。地獄にをちば即をちよ。女人笑云。地獄ハ責をうく。いかんぞおつべき。比丘尼の云。我自おもふに。本宿世の時遊女となつて。種々の衣服をきて。狂言をなしき。或時比丘尼の衣をきて。もつてたハふれ興じぬ。此因縁をもつてのゆへに。迦葉佛の時。比丘尼となる。自姓尊。貞たゞしきを頼として。心に憍慢を生じて。戒をやぶりぬ。故に地獄におちて。種々の罪をうけおはつて。釋迦牟尼佛に逢たてまつり。出家して阿羅漢道をえたり。又戒を破といへとも。道果を得つべしといへり。これ破戒のとがをうくといへども。かりそめのぜんいんえんむなるがゆへに。故に本業經にいはいく。一切凡夫聖人の戒ハ。心のつくるを躰とす。このゆへに心つくれば。戒もまたつく。心つくること中31ウなきゆへに。戒もまたつくることなしといへるハ。このいひにあらざや。※心のつくるといふの心ハ。要期の薩戒の上を論す。こゝにハ例してひくのミ。たとひ在家の五戒たりといふと。すなはち菩提心なり。本業經ハ菩薩戒の上を論す。こゝにハ例してひくのミ。たとひ在家の五戒たりといふと。菩提心をおこしてとけんハ。そのくどくつくることあるまじきなり。又佛戒を受ざる人ハ。たとひ其身正しく戒にかなへるに似たりとも。佛掟を用ざれば。七衆の弟子の数にいらす。故に又本業經にいはいく。有て犯するものハ。無して犯ぜざるにまされり。犯ずれども菩薩と名づけ。犯なれども。外道と名づくといへり。義あり。按てといふハ。菩薩戒を受事あつてといふ義也。無してハ。受事なふしてとはかるべし。餘これにならへ。菩薩戒盡未來際の説と。五戒盡形壽の義と和會すべからざれども。例してこれを「これを辨するにいとまあらず。此文等に例して見ば。うくべきとおもへる一念の信心おこらば。決斷してまづうくべし。漫に先を考。後を思ひて。妄分別を生じて善縁をむなしうすべからず。いかさまにもうけずともそむかざればくるしからずといへる人ハ。事の急なるにのぞみてハ。偽をも」中32オ

いひ盜をもせんと思心あるにや。心底もしさなくハ。なんぞうくることをきはんや。今三寶の前にて誓をなし受だに。縁にふれ破事ある。あさましき凡夫なれば。受ずして。守る人ハすくなかるべし。又優婆塞戒經に云。凡戒に世戒あり。第一義戒あり。世戒といへるハ三歸戒を受ずして戒を持。此戒ハ堅固ならず。色とり膠なきごとく。前の諸の業を滅する事あたはず。又三歸戒を受けて五戒をうくるハ第一義戒と名。戒力強して。大罪をなすといへども。戒をうしなはずといへり。いかにいはんやうけずしてハ。たとひたもつ事ありといふとも。世戒にも及べからず。あに第一義戒に比すべけんや。とにかくに三寶に歸して」中32ウ受戒すべき事なり

十一 或曰禪宗ハ見性をもととす。あに戒にかゝはるべけんや。戒をうくるハ。却て縛せらるゝにあらざや。こたへて云。しからず。蓋夫戒定慧の三學ハ。佛祖の通教にして。大小乗これによらずといふ事なし。ぬ字の三点のごとく。脩羅の三目同。一をかひても。成就しがたし。故に梵網經の序にいはいく。持戒を平地とし。禪定を屋宅とし。能智慧のひかりを生じて。次第に明にてらす。定慧の力莊嚴して万行これ具足す。乃至佛道を成ずること。悉く戒をもととすといへり。今或ハ戒をうくる人も。動バ邪見をこし。破戒して云。なんぞ戒に縛せられんと。此等の人ハいふにたらず。佛法」中33オの中の賊なり。我と地獄に入事。ひとへにかなしむべき哉。智旭の梵室偶談に云。古の參禪の人ハ。増上の要行なり。今の參禪のものハ。戒をすつるの別名。教をそしるの途轍なりといへり。誠につゝしむべし。夫凡夫ハ煩惱の網にかゝり。業障の繩につなぐれ。邪見の林に入て。三途の枷鎖にほたさる。これを眞の繫

縛と名づく。故に諸佛これをあはれミおほして、戒律の繩をもつて
意馬心猿を維で。三界の苦をひきいださんとす。然に此戒を持すして
ミだりに身口意を恣にせば。正定いづくより生ぜん。是れに戒を繫縛
といふべけんや。却煩惱の繫縛をほどくの利觸也。所謂正見解脱の道。
此この戒に非や。達磨尊者の云。外諸縁を恙^{なげ}中33ウ内心喘事なく。心墻
壁のごとくにして。もつて道に入べしと。蓮池大師これを評じて。戒定
具足の言葉とす。六祖禪師ハ悟道の後。法性寺の智光律師につひて。満
分戒を受らる。又夫天目山の高峯中峯兩和尚ハ。達磨の正宗。臨濟の的
孫。向上を單提し。人心を直指す。然れども參禪の者あれば。必まづ誓
をたて。受戒せしむ。皆是邪見をやぶり。甘露の門をひらける也。
燈録にのする所西天二十八祖。ことごとく受戒の義あり。天如の則禪師いへる事あり。世尊
達磨大師の般若多羅より。戒をうけ給ふがこときこれなり。衆生根機うす
滅後二千三百餘年。すでに五濁惡世。末法の時にあたり。衆生根機うす
く。正知見なふして。殊更賢聖出世なく。邪法益盛にして。菩薩の
大戒。法門の正脉。人の説述ることなく。正法すでにかくれ。邪法行は
れ。乃至一盲衆の盲を引て「中34オ火の坑に入ること。誠にかなしミ痛べ
しといへり。圓覺經に云。戒根ながく清淨にして。一切衆生を度して。
究竟じて。圓覺に入といへり。又首楞嚴經に云。空魔あつて。その心腑
に入り。乃持戒をそしりて。名て小乘とし。佛の律儀を破。人をあやまり
て。罪にとすとすといへり。禪門若戒行なくんバ。これ又魔道を行ずる也
佛祖の児孫にあらず。あにきかずや大乘修行の高僧達。破戒犯戒のとな
りよつて魔道にをち。もろくのくるシミをうくると。解脱上人につけら
れたりしことを。まことにおとろきおそるべし。
量の人ありて。偶無碍を行ずるあり。これを繪師にたとふ。上手の繪
ハ。目口鼻なしといへども。上手の名をうしなはず。人よく「中34ウそしる

ことなし。いかんとなれば。其相ハたがへりといへども。筆勢に妙あるに
よりて。其無相の相を多かく。無碍の人も又復かくのごとし。外にハ戒
行正しからざるに似たれども。蓋内證の妙。佛祖の骨髓に入るべし。
今や形をだに繪かく事あたはずして。王維趙昌が筆勢を似せ。戒律をな
いがしろにして。蜆子丹霞の手段を弄。只似ざるのミにあらず。外道
邪見の輩となり。地獄に入事矢のごとくむ。つゝしまざるべけんや。か
の上手の目口なきところを繪かくハ。年月目口をたゞしく繪かきし功に
より。筆勢自然に妙ありぬ。かの活祖の自由を得たるハ。戒行堅固の中
より解脱す。思慮よりうるにあらず。模擬よりいづるにあらず。あに凡
中35オ情をもつてはかるべけんや。梵網經の序に云。正戒の相をもとらず。
又邪念の心もなき。是を清淨戒と名つくと。これこの謂乎。委ハ永明禪
師の宗鏡録。天台大師の止觀等にこれを辨ぜり。よろしくこれを見る
べし

十一 問云。念佛の行者。戒を持ハ雜行にあらずや。答なんそれぞ雜
行ならん。夫法然上人の七固憲法に云。停止すべし。念佛ハ無戒の行な
りといひて專淫酒肉食をすゝめ。偶戒律を守るものを。雜行人と名づけ
弥陀の本願をたのむものハ。惡をつくる事をおそるゝことなかれと説。
右戒ハこれ佛法の大地。衆行まちくなりといへども。同じくこれを專
にすべしといへり。又繪詞傳に云。ふかく本願を信するものハ。「中35ウ破
戒をかへり見るべからずといふの儀ハ。是附佛法の外道。外に求べからず。
近來念佛の天魔競來りて。かくのごときの誑言をいだす。夫十重を持
て。十念をとなへ。四十八輕戒を守て。四十八願を頼ハ心にふかく
冀 ゆへん也といへり。又善導大師の觀念法門に云。淨土に生ぜんと

おもはゞ。たゞすべからく戒を持て。念佛すべし。戒行專精ければ。諸佛讚し給ふとの給へり。かの善導大師ハ戒行正しくましくて。目を舉げて女人を見給はず。法然上人これを讚して曰。善導和尚の行狀ハ。本律の制にも過たり。淨業の類。これに随ずんば。總じてハ如來の遺教をうしなひ別してハ祖師の旧跡に背との給へり。又云。安養の行人。此をしへを」中36才行ぜんとおもはゞ。祖師の跡ををつて。隨分に戒を守り。諸の惡をなさず。餘教を輕せず。惣じて佛法にをいてうやまひの心をおこし。更に三万六万の念佛を修行して。五門九品の淨土を修すべしといへり。又云惡をやめ善を修して。真に佛意にかなはんとおもふを。至誠心と名づくといへり。然るに末代邊見の輩。誤て雜行なりといひあへり。戒若雜行ならば。法然なんぞ末期にをよべる重衡惟盛等に戒を授給はん哉。其身ハ乃洛陽吉水に住して。廣戒を授給へりと傳記に見えたり。又法然のあらはし給へる。撰擇集。語灯録。一枚起請等に。戒行を説ざるものハ。淨土の別軌をしらせん為なれば。称名を表とし。」中36ウ餘行戒善等を略し給ひぬ。其戒行にいたつてハ。曾金剛寶戒章をあらはして。別してこれをすゝめ給へり。按夫戒ハ萬劫不易の佛制にして諸宗必用の通軌なり。故に涅槃經に云。戒ハこれ佛子の本師。諸善の根本也。又遺教經にも。我滅度の後ハ。戒をもつて師とせよとこそその給ひつれ。故に梵網經に云。惡人の輩ハ。佛の戒を受ざれば。名づけ畜生とす。生々に三寶を見たてまつらず。名付けて外道邪見の輩とすと云。天台大師の疏にいはいはく。戒を受ざるを。皆惡人とす。空生じ空死して。畜生におなじといへり。法華にいはいはく。戒を具して威儀かくることなく。淨こと寶珠のごとくにして。もつて佛道をもつ中37オむるを見るといへり。真言教にいたつてハ。大日經蘊悉地經。ならびに一行阿

闍梨の疏。ことごとく戒をすゝめ給へり。故に弘法大師の遺誡にいはいはく。かならず顯密の二教。堅固に清淨戒をうけたもつて。犯することなかるべしといへり。その外華嚴法相三論等。いづれか戒を用ざる也又一向宗のをしへに云。佛に歸命ずべし。法に歸命ずべし。僧に歸命ずべしといへるハ。これ三皈にあらずや。又五常にそむかざれといへるハ。あにこれ五戒をいふにあらずや。按ずるに佛法にてハ五戒といひ。儒にてハ五常といふ。上にはいたうするがとひそかにとく。五戒なり。五戒を破れハ王法を破るなりといへり。法然上人も又云。戒を受ずハ。人とハ名づけず。況比丘比丘尼の名を得んや。故に通佛法の威儀の為に。これを持べしといへり。然るに若淨土宗として。」中37ウ戒を用ずといはゞ。これ佛の掟にそむき。宗祖の心にあらず外道邪見のすゝめにあらずや。ミだりに本願にほこつて。正法を誹。悲むべき哉。聊又これを論ぜん。第一殺生戒が雜行ならば。物の命をとるが正行か。觀經にハ慈悲心にして物をころさず。もろくの戒行を持。大乘經を讀誦するをもつて。上品上生の機となす。第二に偷盜戒が雜行ならば。ぬすみをするが正行ならんか。増一阿含經に云。佛比丘に告たまはく。若人ぬすみをなしてハ。今生ハ王法に罰せられ。乃至未來にてハ。地獄の中に墮て。猛火身をやく等のくるしみをうくと云。第三邪淫戒是雜行ならば。他の妻をおかすが正行か。按に涅槃經に。邪淫に五の科をあぐ。一にハ。名のきこえよ」中38オからず。二にハ王法にくまれ。三にハころあやしミてうたがひ多し。四つにハ死して地獄に入る。五にハ地獄の罪おはつて。畜生の形をうくといへり。第四に。妄語戒是雜行ならば。いつはりをいへるが正行か。佛說須賴經に云。妄語のものハ。一切の惡のもとなりと云り。第五飲酒戒是雜行ならば。酒宴遊興是正行か。正法念處經に。閻羅王罪人を責ていはいはく。酒を飲バ地獄にをち。又餓鬼處にいた

り。畜生の業を行す。これ酒の科に誑さる。酒ハこれ毒の中の毒。地獄の中の地獄。病の中の大病なりと云。夫五戒ハもろくの戒のもとなり。八齋戒十善戒も五戒をもととし。沙弥戒より菩薩戒にいたるまで。五戒をはなる事なし。中38ウ。故によく五戒をもちのハ。只人天の果をうるのミにあらず。則是菩提の正因なり。故に金光明經の文句に云。五戒ハ又是大乘の法門也と。又優婆塞戒經に云。五種の施とハ。即是五戒なり。かくのごとき五戒ハ。能衆生をして。五の恐をはなれしむ。此五種の施ハ。修行しやすうして。自在無礙なり。賤をうしなはずして。しかも。無量無邊の福德をうるなり。此五戒をはなれてハ須陀洹果乃至阿耨多羅三藐三菩提をうる事あたはじと。契經にいはずや。五戒ハ諸佛を出生するの母なりと。誠に尊親べし。しかるに是を雜行として。そしるべくハ。たゞ往生を遂ざるのミにあらず。永地獄の苦をうけん事かなし。中39オむべき哉。たとひうくる事なからんも。努々これをきらひそしるべからず。ひろくハ諸書に述るがごとし

十三 又問。然ば破戒無戒のものハ。往生すべからざるか。答て云。我破戒無戒往生せじといふにハあらず。恭惟に。阿弥陀佛の光明ハ極重悪人の闇をてらし。超世の悲願ハ。五濁末世の機にあたり。故に觀經に云。光明遍照十方世界。念佛・衆生・撰取不捨と。又云極重悪人。無他方便唯称弥陀。得生極樂と是なり。觀經取意の文なり。故に永觀律師の云。我等若持戒精進ならバ。何ぞたゞ弥陀をたのみむ。なんぞひとへに極樂をねがはん。破戒懈怠の身たり。十念往生をたつとぶハ。此ゆへなりといへり。五逆なを往生す。いかにいはんや餘の罪をや。中39ウ。夫觀經下品下生の文に云。或ハ衆生あつて。五逆十悪を作。命おはる

時にのぞみて善知識にあふ。かの人苦に逼られて。念佛するに暇あらず。たゞ無量壽佛と称ず。按ずるに上の念佛といへるハ。心にかくのごとく。至心にこゑをして。たへざらしめて。十念を具足す。命おはりて後。金蓮華を見る。一念のころほひに。即往生をうるといへり。臨終念佛往生の辨。曇鸞大師の論註に三義をもつて明せりこれを見るべし。かんとなれば。那先比丘問佛經に。彌蘭王。那先羅漢に問ていはく。人世間にある時。悪をつくる事百歳ならんに。死する時にのぞんで。念佛して天に生ずといふ事。我これを信用せず。又一の虫をころして。死て泥梨におつると云事も我又信用せずと。羅漢王に對云。若人小石をもつて。水の上を中40オかハ。石うかばんやいなや。王の云。いなしづミつべし。又問若人百丈の太石をもつて。船の上をかば。石しづまんやいなや。王の云いな。しづまじ。羅漢の云。これも又かくのごとし。大惡ありといへども。念佛力によつて。泥梨に沉ざること信ぜざらんや。時に王これを聞て心ひらけて善哉といへり。又其證拠を引バ。佛祖統記に載。唐の張善和ハ。平生牛をころすを。いとなミとす。臨終に。群牛來りて。種々に責めぬ。張善和大におそれ。其妻をよびて云。はやく僧を請じて。我為に懺悔せしめよと。時に僧至すめて云。觀經の中にとけるハ。臨終に惡相現するもの。至心に念佛すれば。即往生すと。張善和が云。地獄の相いたつて中40ウ急なり。香爐をとるにいとまなしとて。即右の手の掌。ぢきに火をおき。左の手にて香を捻。西方に向て。一心に念佛する事やまず。惡相次第に滅。そのうち。安然として往生すといへり。又法智といへる人ハ。律儀にかはらざりしかども。終に弥陀の來迎にあづかり。かの雄俊といひし僧ハ還俗して軍に出し科あれども。果して蓮臺につてさる。これミな弥陀の本願を信じ。いまでつくりし罪をくひ。信心堅固なるによつて也。いかなぞ破戒無戒の人ハ。なべて

往生せずといはんや法智雄俊等の争。くはしくハ樂所謂訶梨勒の一切の病を治するがごとく。又摩尼寶珠これを濁水ををけば。濁すみて水清がごとし。諸佛の宝号これを唱れ「中41オバ。煩惱のやまひ立にいへ。罪業のにぎりたにすむこと。又なんそうたがはん。故に大悲經にいはく。着信心の諸の衆生等。南無佛と。となへいはんものハ。彼人此善根をもつて。必定涅槃に近争をえん。いかにいはんや。佛にあひたてまつり。まのあたり承 供養せんをやといへり。就中 阿弥陀如来ハ娑婆世界に因縁ある事。雙卷經にとくがごとく。十疑論に述るを見つべし。誠におもに見るに。口称名号ハ。弥陀如来の本願。釋迦世尊の付囑。六方恒沙の諸佛の證誠なり。往生十因に云。我等いかなる宿善あつてか。幸に今この佛號にあひたてまつり。無上の功德。もとめざるにおのづからえたり。淨土の業すなはちもつて。たれりとす。まさにしるべし。人中の芬陀「中41ウ利華。口蓮の」といふことをと。むべなるかな。此ことや。いかんとなれば。無量不可思議の功德をもつて。合成せる阿弥陀如来の尊号也。一たび南無阿弥陀佛と称すれば。即 廣大無盡の善根を成ず。然るにひとへに戒律抑止の教門を執して。佛願撰取の妙理にくらく。專 定心の得悟に局て。さらに散心の往生をゆるさざるべけんや。こゝをもつて群疑論に云。釋迦牟尼佛の持戒清淨の海の中に在いてハ。破戒の死屍となるといへども。阿弥陀佛淨土に在いてハ。下品中生となりて。阿毗跋致をう。故に此佛ハその破戒を呵し給へども。彼佛ハ讚して。罪滅すとの給ひ。此佛ハ撰取し給はざれども。彼佛ハ來迎し「中42オ給ふといへり。然れ共念佛の助業の為。分に隨て戒行をまばり。機をあげまして念佛せんハ。これしかしながら行者の本意にして。佛祖のさんだんし給ふところなり。いはゆる破戒も往生すと信じて。一戒をも破らざれ。破戒

なを生ず。いかにいはんや持戒をや。破戒も生ずと信ず。是を他力の信と号す。格外の法門即 淨土の別意なり。一戒をもやぶらざる。是を因果の信となづく。諸宗の法用。即 佛家の通軌なり。故に良忠上人のいはく。悲かな因果を信ずるものハ。他力の信よはく。他力を信ずるものハ因果の信よはし。佛願を信じて。兼て因果を信ぜば即 佛意にかなひて。必 往生すべし。しかるに今了解を「中42ウあやまる人の云。弥陀の本願ハ。偏に罪人の為なり。悪をやめんとをもへるものハ。本願をうたがふなり。罪を恐るハ。佛願を信ずるなりといへるハ。是邪見にして。正見にあらず。いかなとなれば。良忠上人のいはく。下根の行者。造悪とぞめがたしといへども。しかも因果を信じ悪をやめ。善を修するの正見に住し。隨犯隨懺を用る時。本願力を加して微少の善をして。終に出離の大善となさしむ。罪業に在いて。惡無過のを見を起さば懺悔すといふとも。滅せずといへり。故に觀經上品中生の文にいはく。ふかく因果を信じ大乘をそしらず。此功德をもつて回向して。極樂國に生せん事をねがひもとむる。かくのごときの行者ハ。「中43オ命おはらんとする時。阿弥陀佛と。觀世音大勢至。無量の大衆眷屬圍遶し。紫金臺を持して。行者の前にいたつて。法子を讚言すと云こ。是をもつて法然上人の云。すでに決定往生の信をとりて。佛の本願に乗じてんうへにハ。善根結縁助成せんこと。またく難行となるべからず。往生の助業となるべきなりといへり。さればよく因果を信じ。戒を持悪をなさず。佛力不思議をうたがはずして。ひとへに他力にまかすこそ。誠にありがたき人なるべし。もしそれ破戒惡人ハ。たとひ往生するといへども。其くらる下品にして。或ハ十二大却のそのあひだ。蓮華の中にはらまれて。そのくるしミハなしといへども。開發の時に「中43ウバ。佛菩薩の音聲だにも

きかず。いかにはんやその尊容に對せんや。又善人持戒の往生ハ。くらる中品より上にして、忽佛菩薩に値遇したてまつること。あにねがはしからずや。くハしくハ。觀經にとき給へるがごとし。眞實厭離穢土の心にて。欣求淨土の願切ならば。なんの暇あつてか。殺生偷盜邪淫等をたのしまんや。然るに放逸懈怠の心にて破戒無戒を得手として。漫に持戒をそしりなば。正法誹謗の科にをちなん。又僅に有相の戒を持を慢して。眞實菩提の心なく。称名を輕じて。單直愚痴の念佛者をあなどらば所謂着相我慢の凡夫なるべし。いかんぞ佛心にかなはんや。善導大師のいはく。外にハ賢善精進の相をあらはし。中44オ内にハ邪惡不信等の心ある。これを雜毒の善と名づけ。これを虚假の行と名づく。眞實の行と名づけずといへり。あにつゝしまざるべけんや。予がごとき愚陋なんぞ諸宗の深意をしらん。然れども摹習に問はれて。やむ争を得ず。漫に見聞の两三箇を對耳。志序にするすがごとし。冀ハ宗門の善知識に因て。委これを決擇せん事を」中44ウ

(白丁) 中裏表紙見返

「中裏表紙

〔懺悔通用〕翻刻②

※

- 南無毘盧遮那佛
 - 南無本師釋迦牟尼佛
 - 南無阿彌陀佛
 - 南無彌勒尊佛
 - 南無龍種上尊佛
 - 南無龍自在王佛
 - 南無寶勝佛
 - 南無覺華定自在王佛
 - 南無袈裟幢佛
 - 南無師子吼佛」06ウ
 - 南無文殊師利菩薩
 - 南無普賢菩薩
 - 南無大勢至菩薩
 - 南無地藏王菩薩
 - 南無大莊嚴菩薩
 - 南無觀自在菩薩
- 又復かくのとき十方盡虚空界一切の三寶に歸命し奉る既に七種の心を發し總相に懺悔しおはんぬ又別して身口意におかすところの罪障をあぐるに先身にハ殺生偷盜邪淫より無量の罪をおこし口にハ妄語綺語惡口兩舌より無量の罪をつくり意にハ貪慾嗔意」07オ愚痴を元として無量の罪を

おこす乃至眼の色にふけり耳の聲に着し舌の味をたし鼻の香をたし身身の細軟を思ひ是によつて無邊の罪をつくる或ハ橋慢の幢をたて、名利の場に走或ハ邪見の林に入て諍のやじりをみかく他の善根をなすを聞てハ或ハそしり又ハさまたげ人の難にあふを見てハ是を悦び是を笑ふかくのごときの罪無量無辺なり今日懺悔し奉る願ハ乞除滅せむ事を亦復無始より以來仏をそしり法をそしり僧をそしる經に云三寶を毀謗するの過無間地獄に墮と某等愚痴を以てのゆへに此理にくらく三寶を信ぜず或ハそしり或ハあざむき或はかろんずもしくはハ供養するといへともおしめる心を以し名利「07」の心を以てす更にうやまいの心を發さずかつて真実の心を以てせず或ハけがれたる器に不浄の飲食を盛て仏に献じ僧に供養し或ハ不浄の身をきよめずしてみだりに道場に入五辛酒肉の氣を以て佛をくんじ經をくんづ威儀をぐせずして仏前にて無益の話をとき或ハたハふれ或ハ笑ふ或ハ灯明を自身の用とし仏にさきだつて香をき、又ハ僧としてハ信施を貪官位を望他の供養恭敬なるを憤り威に阿てみだりに法をとき貧賤をあなどつて教心におこたり亡者を吊に誠を以てせず慈悲心なくして賤賤にふけり僧儀を守らずして世間を専とし俗をいやしめ身を高ぶり壇越にへつらい衣服をかざる「08」オ三寶物を或ハぬすミ或ハ互用す我居処をかざり清むれとも仏殿をかざりきよむる事なく私の調度をあらたむれども佛器のそこねけがれたるをまかへりミず聖經に對して雜話を説けられたる手にて經をとり或ハ仏經一切賢聖の書を卧て見或ハけがれたる座に置くやまひのこゝろなく風にひるがへし雨にそゝがせて破れそこぬるをも修補せず經の文字をみたり増損し法を非法と説非法を法と説我意にまかせて古の書をそしり我法に著して他法をそしり自行を是として他の行を非とし或ハ禪或ハ教或ハ律或ハ淨土たがいそしりたがいあらそふ見

解におちいり教意にくらく破戒慳貪「08」ウにして橋慢をいだき自讚毀他して大乘と号す禪ハ是佛心教か是佛語律ハこれ佛行淨土ハ是仏地なり衆生の心まち／＼なるをもつて法も又差別あるをわきまへず盲者の象をさぐるよりもくらく河伯の海を知らざるよりもせばし或ハ以て聲聞をそしり又もつて縁覺をあざける十輪經に云く聲聞縁覺の二乗の法を信じてまさによく大乘を信ぜん内にはしるる邪見をいだきみだりに自大乗と号し三業の罪を守らず我正法をやぶりみだすかの人命終して後定て無間獄に墮せんと經の所説のごときハ怖るべきのはなはだしきなり某等愚痴の雲厚我見の山高し何れか大乘いつれか是「09」オ小乗なる事をわきまえず小乗ハ大乘の助にして大乘ハ小乗をすてさる事を知らずおしへになづミ邪師に轉ぜられて我慢法慢を起して魔道に入り或ハ外道の六十二見に陥て永苦海に沈む或ハまなんでおしゆる事を知らず他の無覺なるを笑ひ小智を以て他の愚癡なるをあなどり或ハ愚癡にして智者をかるしめこのんで出家在家の非をあらハし辨を以て人の善をけすたゞ人の上にと、ん事を願ひ人の下につかん事をさらふ名利奢恣もつて身をかざり放逸懶惰心をくらますかくのごときの罪無量無辺なり今日至心に懺悔し奉る願は既につくれる罪ハすミやかに除滅しいまだつく「09」ウらさる罪ハ又おこさざらん事を凡經中にとき給へる人のむくひをうくるに三種の業あり何おか三種とす一には現報二には生報三には後報何おか現報業と云現在に悪をつくりて現在にむくひをうく生報とは現在の悪業來生に其むくひをうく後報とは二世三世の乃至無量生中を過ても其むくひをうく一度つくれる悪業ハ三寶力善根力懺悔力にあらずんハ其むくひのがる、事得がたし又今生に悪業つよくして却て富貴繁昌にして長命快樂なるハ過去に宿善力いまたつきざる故なり此人ハ命おほり福力つきて地獄に入り無量のくるし

ミをうく又或ハ今生に多く」10オ善根を修するといへども貧賤にして多病短命なるハ過去の善根力少く罪障多がいたすところなりかくのごときハ命おはり餘殃つきて善処に生ずと仏の所説のこときハ如何是をうたがはんや然に凡夫此理にくろうして因果を撥無して三寶を信せず断無の見到して三悪道はなしといひ罪業を怖ず空見に落て佛をなミシ法をそしり或ハ人の布施をおさへ誦經書写をさまたげ念佛礼懺を礙禪定を妨げ持齋を破頭陀をいやしめ説法をそしり他の禁戒を守るをあざけり他の善根修行を悩乱す某等無始より以來不信不知にして三寶の中におゐてつくる処の罪」10ウ業無量無辺ならん今日至心に懺悔し奉る願くハすでにつくれる罪ハすミやかに除滅しいまたつくらざる罪ハあへておかさざらん事を夫凡夫愚痴にしておもへらく我等かくのごときの罪なしかんぞ懺悔せんと嗚呼愚哉愚哉蓋魚は常に水中に居するによつて水を見ず人ハ常に煩惱の中に住するによつて煩惱を知らずされハ普賢菩薩の十大願も懺悔業障の一なりいはく衆生の煩惱つくべからざる故に我此懺悔もつくる事なしと如何ぞ繫縛の凡夫罪なしといはんや煩惱におほはれ無明にくらまされ愚昧の帆をはり愛慾のながれに随て生死の海に溺れ今日幸此善根に」11オ因て無量の悪業を暫き懺悔し奉る仰願ハ十方一切諸佛大誓願力度脱衆生力覆護一切衆生力大智恵力無量自在力降伏四魔力滅諸煩惱力無量無盡不可思議力調伏衆生解脱神力大慈善根廣大力を以て某等が今日の懺悔をうけ一犯罪障ことごとく除滅しながく悪趣に随せず八難の苦ミをはなれ八福の生をうけ菩提の願行速疾に圓滿し四等六度現前する事を得て十方仏土に遊戯し神通無礙にして早く阿耨多羅三藐三菩提を具せん事を各等一痛切に五昧を地に投じて至誠心をもつて求哀懺悔し奉る」11ウ

南無毘盧遮那佛

南無本師釋迦牟尼佛

南無阿彌陀佛

南無彌勒尊佛

南無龍種上尊王佛

南無龍自在王佛

南無寶勝佛

南無覺華定自在王佛

南無師子吼佛

南無袈裟幢佛

南無文殊師利菩薩」12オ

南無大勢至菩薩

南無地藏王菩薩

南無大莊嚴菩薩

南無觀自在菩薩

亦復かくのごとき十方盡虚空界一切の三寶に歸命し奉る既に如上の罪障懺悔し終りぬ所餘の罪障 詳に是をのべん夫臣として主君につかへ俸禄をうけて栄花にほこり是を報ぜん事を思はず僅の勞にたへがたと云少の言葉を恨てハ年來の重恩を忘れ或ハそしりあるひハそむく人を讒してハ我身を立んと思ひへつらひを事としては俸禄を貪主君の非をいさめずして君を悪におとし」12ウ入上には禮義をつくすに似て内心に是をかるんじ口にハ忠節を言といへども事にのぞんでしりぞき非義にしてうしろぐらく不忠にして為をおもはず又上としてハ下をあはれまらず民は君の手足なり手足なやミて安全ならんや然に是をいたましめ年具をつよくし課役をかけ或ハ苦しめそこなふ賞をおしミ罪を重しおごりをきわめ色にふけり酒宴遊興を

事として日夜罪をつくり我意に任せて賢人をきらひ諫をふせまがれるをあげてなをきすて法をやぶり佞奸を愛し讒言を用てとがなきに人を殺し恨をむすびあたをまうく悪名をたて、先祖をはずかしめ國をうしなひ家を「13オやぶるかのごときの罪無量無辺なり或ハ殺生を好んで漁獵をたのしみ印をやぶり巢をおろし萬の命をとりてむごき事を知らず凡經中に説給ふ所を見るに殺生の罪無量なり今生にてハ横難横死にあひ或ハ狂氣暴病し多病短命の報をうけ子孫たえ家滅す未來ハ地獄に入て永劫くるしミをうけ或は畜生道に落て生こ世と命をうばハれ宿債をつくのふとかくのごときハ怖るべきのはなはたしきなり今日ことごとく至心に懺悔し奉る已につくれる罪は除滅しいまたつくらざるつミハながくおこさざらん事をあるいハ父母の大恩をわすれ不孝にしておやをうやまはず或ハ苦しめ或ハつかえず悪言を「13ウ以て是をのり懶惰にして定省をかき無礼にして遊興をほしひまゝにし父母恩重經に曰く左右の肩に父母をのせ須弥山を百千座するともなを父母の深き恩を報ずる事あたハじと是を以て智るべし親の恩の報じ難き事を不孝の過無量なり現世には三寶善神の加護なく災難忽身にいたり死してハ阿鼻の苦しみをのがれがたし或ハ親としてハ子を生立るに癡愛に溺れて悪をいましめず好師をゑらんで道德禮義を習する事なく学問藝能をおしへず放逸にして非義におとし入悪き友にまじはらしめて悪事をなさしむかくのごときハこれ皆父母養育のあしきが「14オなす所也或ハ兄才夫婦不和にして六親にそむき不義無慚にして相そしり相うらむあるひハ嫉妬により或ハ嗔意により貪慾により種この罪をおこしあたをむすび悪心を構へ忽に骨肉の親をそむひて怨敵の心をさしはさむ誠に智恵有ものハあに是を恥さらんや凡人の六道に輪廻し生死に流轉するハ衆生におゐるたがひに恨をいだきあたをむすぶ故也此因縁に因て生こ世こあたとな

りかたきとなつて命をうばひ身をやぶる又ハ才子としてハ師にそむき是をうやまはず是をつかへず或ハそしり又ハうらむ夫師の恩の深き事經中に説給ふ所顯然たりたとひ父母我を養育するといへども師に「14ウよらざんハ智恵を發し諸行を成ずる事あたはじ現當二世の利益を得るあに是師の厚恩にあらずや師教化のために才子をしかり才子をうつつ然るに才子として却て是をいかり是をうらみ終に背ひて怨をむすび無量の罪を作る又ハ師として才子をあはれまず疎懶にして教へず才子を苦しめ非法にしててうちやくし正道を教へず邪曲におとし入或ハ友とまじはりてハ悪をすゝめ善をさまたげ危きをもたすけずおちぶるゝをもすくはず徒黨をむすびて悪をたくミ血氣にほこつて臂をはり往還をさまたげ他の竹木をきり田畠を蹂躪す人をなやまし他をあなどる人をはずかし「15オめてこゝろよしとし富貴にへつらひ貧賤をめぐまず或ハ妄語を以て人をたぶらかし悪語をもつて人をのる或ハ兩舌を以て中を攪竊語をもつて偽をかざる我が非をかくし人の非をあらはすかくのごときの罪業無量無辺也あるひハ貪慾非義にして他の賤寶をかるといへどもかへす事なく分に應じて施す事を知らず慳貪にして卑人をあざけり無慈悲にして乞丐をあはれます他の物を押領し高利を貪り人を嘲り博奕諸勝負して他を損じ自を利し毒藥をもつて胎をおとしみだりに薬を用ひて人をくるしめ他の命を損ず或ハ嗔意を發して人をころし物をそこなふ無礼にして人を「15ウからしめ我慢にしてみづからほこる人の理を用ひず我言葉を立んとしつよきをもつてハよはきをしのぎ尊をもつてハいやしきをあなどり飲食をほしいまゝにして人の勞を思はず色にまよひ酒に長じて夜ハ夜を専らとしもつて業をつくりひるは終日にして用をかき勤におこたり放逸にして親疎をかへりミず傍若無人にして我をたて人をのる凡嗔意の罪無量なり所謂一念の嗔意をもつて俱胝劫の善根を

燒却すかくのごときハつゝしむべきのはなはだしき也或は神明をうやま
はず忌をはぐからず神道をかろんじみだりに神書をつたえ法を知らずして
神道の秘をかたり社頭拜殿にて酒宴^{しゅゑん}16才喧雜^{けんざつ}し神木をきり或ハ釘^{くぎ}うつて以
て人を咒詛^{じゆそ}しミたりに誓昏^{せいし}を書しめ又は誓紙^{せいし}を破り神をなみし神明をあざ
むく凡誓紙^{およせいし}をやふり虚誓^{そらせいもん}文し其罪をかうふる者すくなからず

(ふじたに あつお 四天王寺大学)

(おおくぼ みれい 横浜女子短期大学図書館)

(せきぐち しずお 本学名誉教授)